

## 平成27年度清里町各会計決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成28年 9月12日（月）

開 会 午後 3時15分

散 会 午後 4時34分

---

### ●出席委員（7名）

委員長	村 島 健 二	委 員	河 口 高
副委員長	池 下 昇	委 員	堀 川 哲 男
委 員	勝 又 武 司	委 員	伊 藤 忠 之
委 員	前 中 康 男		

---

### ●欠席委員

なし

---

### ●説明のため出席した者の職氏名

町 長	櫛引 政明	副町長	宇野 充
総務課主幹	梅村百合子	企画政策課長	本松 昭仁
町民課長	河合 雄司	保健福祉課長	藺部 充
産業建設課長	藤代 弘輝	焼酎醸造所長	二瓶 正規
出納室長	溝口 富男		
教育長	岸本 幸雄	生涯教育課長	伊藤 浩幸
消防清里分署長	野呂田成人		

---

### ●職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小貫 信宏
主 査	寺岡 輝美

---

### ○議会事務局長

決算審査特別委員会の開催に先立ちまして、委員長であります村島委員長よりご挨拶申し上げます。

### ○村島委員長

決算特別委員会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

このたび私が委員長、池下委員が副委員長として選出され、議事運営という重責を担うことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在、地方自治体を取り巻く環境は少子化、高齢化の急速な進行と情報化等の社会情勢、経済の状況の著しい変化により社会経済情勢はこれまで以上に目まぐるしい変化をしています。一向に回復しない経済情勢の中で、我々地方の行財政運営はますます厳しい状態になっておりますが、町民の要望や山積する行政課題を解決するため、限られた財源をより有効により効率的に使っていく工夫と努力がますます求められております。

本定例町議会に平成27年度各会計の決算認定が提案され、本日から16日まで4日間かけて審査を行うことになりました。御案内のとおり決算審査は議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査し、またその効果を評価するものであり、極めて重要な意味を持っています。住民のためにどのような仕事をしたか、その仕事の出来高と出来具合を見るためのものであります。そういう意味において、委員各位の将来の展望に立った建設的な意見と理事者側の明快な答弁をいただきたいと思っております。議員各位、そして理事者各位に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

(開会 午後 3時18分)

●開会宣告

○村島委員長

これより、平成27年度各会計の決算審査を行います。  
審査の日程、進め方について、事務局長に説明させます。

○議会事務局長（小貫信宏君）

平成27年度各会計決算審査日程の進め方について、説明させていただきます。既に配付の決算審査特別委員会の議案をお開き願います。

3の審査日程については、本日12日、13日、15日、16日までの4日間といたします。第1日目の本日については、監査委員による決算審査意見報告、町長より挨拶をいただき、各会計の決算内容の説明を行います。2日目、3日目は審査を行います。4日目の16日は総括審査、採決まで行います。

審査の方法については、歳出は款の目ごと、歳入は款ごとの審査です。歳出の目、歳入の款によっては一括して審査を行うものがあります。審査の順序については、事項別明細書から基金の運用状況までの順で行います。各款ごとに呼び出しを行います。消防費については、休憩中の説明審査となります。特別会計につきましては記載の順に歳出、歳入一括で行います。総括審査については各会計全般にわたって行います。

以上で説明を終わります。

○村島委員長

審査日程の進め方について、説明を終わります。  
監査委員より決算審査意見の報告を求めます。代表監査委員 篠田恵介君。

○代表監査委員（篠田恵介君）

それでは、平成27年度清里町決算審査意見報告をさせていただきます。

～報告書 説明～

○村島委員長

決算審査意見に対する質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、町長より挨拶がございます。

○町長（櫛引政明君）

決算審査特別委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この度、審査をお願いいたします、平成27年度の会計につきましては、私の町政執行2期目のスタートの決算でありまして、一般会計及び6特別会計合わせて、歳出総額で65億1千5百万円となっております。

一期目に新しく導入した各種の施策・事業の継続実施と2期目の公約の実現に向けた新しい取組について、準備の整ったものから実施をさせて頂いたところであります。

各分野における継続する重点事業と主な新規事業であります。国の社会保障と税の一体改革により進められている社会保障・税番号制度システム、いわゆるマイナンバー制度の導入事業、公共施設の長寿命化に向けた総合管理計画の策定事業、清掃センター長寿命化改修事業、農業経営の安定と生産基盤の整備に向けた農産物生産性向上対策事業、道営農地整備事業、多面的機能支払交付金事業の導入、商店街に活力を取り戻すための商店街出店支援事業や、商工業振興対策事業、住環境整備と住宅関連産業の振興策とした住宅リフォーム支援事業、地球温暖化と省エネルギーの取組みとしての庁舎及び公共施設のLED化、道路街灯のLED化、公共施設への太陽光発電の導入、町民の皆さんの太陽光発電施設導入支援、町民の皆様の健康を守るため救急情報キット配置、光テレビ健康相談事業、インフルエンザ・肺炎球菌・水疱瘡やロタワクチン等の接種支援、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすための、高齢者暖房費支援事業、臨時福祉給付事業、子ども子育て支援としての子ども医療費の無償化支援、第2子以降の保育料軽減、未満児保育の開設、学校教育環境の充実整備を図るための、特色ある学校づくり支援事業、特別学級支援員の配置、小中学校へのタブレットの導入整備、学校給食の負担軽減支援、高校総合支援対策の充実強化などを始め、移住定住、そして交流などを通じたまちづくり活性化事業として、情報交流活動施設（きよ～る）、神の子池の木道の整備も実施させて頂きました。

特に平成27年は、第5次清里町総合計画の後期5ヶ年計画、そして急速な少子高齢化の進展、人口の減少に的確に対応し、人口の一極集中を是正し、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことが出来る地域社会を創生するために、制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づく清里町総合戦略が策定された年であり、これら計画に掲げられた目標の実現に向けた、新たな施策につきましても新年度に向けた

準備をさせて頂く事が出来ました。

これも議員各位のご指導ご支援と、町民皆様のご理解とご協力の賜物であり、心より感謝とお礼を申し上げます。

また、監査委員さんにおかれましては、8月12日から9月5日までの長期間にわたり、全7会計の歳入歳出決算監査の実施を頂きました。

監査委員さんのご労苦に、心よりお礼を申し上げます。

さて、東日本大震災以降、各地での地震災害や火山の噴火、前線や台風による集中豪雨や暴風、そして竜巻などの自然災害が多発をしており、予断の許さない状況が続いております。

また、第2次安倍政権は、強い日本を取り戻すとしてアベノミクス第2ステージへの移行を宣言し「一億総活躍社会の創造」を新たな目標に、「強い経済GDP600兆円の達成」、「夢をつむぐ子育て支援、希望出生率1.8人」、「安心してつながる社会保障・介護離職ゼロ」新3本の矢が放たれましたが、アベノミクスによる景気の好循環を地方の津々浦々まで届けるとした地方経済も回復の兆しもなく依然として厳しい状況にあり、且つ、国の財政状況はますます厳しさを増しており、地方交付税にも影響が及ぶことが想定されております。

私は、こうした背景と影響を十分に認識し、厳しい中であっても将来を見据えた町づくりを目標に、町民の皆さんが「本当にこの町に住んでいてよかった」と実感することのできる町づくりを進めて参る所存であります。

そして、このためには、第5次清里町総合計画の後期5ヶ年計画、並びにまち・ひと・しごと地方創生総合戦略の実効性を確保するため、引き続き各種施策の効率的・効果的な実施に努めると共に、健全財政の堅持に努めて参る所存であります。

最後になりましたが、これより、村島決算審査特別委員会委員長並びに池下副委員長の采配により、決算審査を頂くこととなりますが、議員各位におかれましては、宜しくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

#### ○村島委員長

ここで、監査委員は退席をいたします。ご苦勞様でした。

(監査委員 退席)

#### ○村島委員長

各会計の決算内容について、説明を求めます。

はじめに一般会計の決算内容について説明をお願いいたします。企画政策課長。

#### ○企画政策課長（本松昭仁君）

平成27年度各会計の決算審査にあたり各決算内容についてご説明を申し上げます。説明に先立ち、提出いたしております資料の確認をさせていただきます。決算書につきましては、一般会計及び特別会計の2冊となっております。斜里地区消防組合清里分署決算書につきましては、特別会計の最後に編纂しております。財産に関する調書につきましては、各会計決算書の最後に編纂しております。また、清里町各会計歳入歳出決算説明書と

主要な政策の成果を説明する書類を併せて提出してございます。なお、決算審査意見報告が代表監査より行われておりますので、できる限り要点のみ説明をさせていただくことを御了承いただきたいと存じます。それでは、各会計別決算の総括、並びに一般会計決算についてご説明申し上げますので、平成27年度清里町各会計歳入歳出決算説明書、主要な政策の成果を説明する書類の表紙をおめくりいただきたいと存じます。

平成27年度会計別決算総括表について説明をさせていただきます。一般会計から焼酎特別会計まで7会計の総額は、歳入予算総額67億7千671万2千円に対し、決算額は、68億1千471万円であり、執行率は100.56%となっております。歳出につきましては、決算額が65億1千576万3千円で、執行率は96.15%でございます。なお、歳入歳出差引き残高は、2億9千894万7千円となっております。昨年度の決算額と比較しますと、26年度の歳入が67億8千506万9千円。歳出は65億1千711万2千円であり、歳入では2千964万1千円の増、歳出では134万9千円の減となっております。会計別では、前年度決算額との比較において、歳出ベースで一般会計が2億603万5千円の減となっている他、介護特別会計が301万2千円の減、国民健康保険事業特別会計が1億6千801万4千円の増、後期高齢者医療特別会計が316万5千円の増、簡易水道事業特別会計が474万8千円の減、農業集落排水事業特別会計が、391万6千円の増、焼酎事業特別会計が3千735万1千円の増となっております。

続いて、一般会計の決算の状況についてご説明を申し上げますので、ピンクの紙をめくっていただきたいと存じます。平成27年度の歳入総額は、51億4千17万3千円であり、歳出総額は48億7千587万5千円。歳入歳出差引額は、2億6千429万8千円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費の5千993万8千円であり、実質収支額は、2億436万円となっております。当該年度実質収支から前年度実績収支を差し引いた単年度収支については、プラス1千280万5千円でございます。2ページをお開きください。一般会計の款別決算額調べについてご説明を申し上げます。下段合計欄をご覧ください。調定額は、51億4千973万5千円。収入済額は51億4千17万3千円であり、不納欠損額は85万円、収入未済額は871万2千円となっております。前年度との比較では、いずれも微増となっております。不納欠損につきまして町税が84万9千円であり、そのうち町民税が70万4千円、固定資産税が14万5千円の内訳となっております。また、使用料及び手数料が1千円であり、内訳は税の督促手数料でございます。収入未済額につきましては、町税が688万8千円であり、そのうち町民税が289万9千円、固定資産税が394万7千円、軽自動車税が4万2千円となっております。また、使用料及び手数料の収入未済額が180万7千円の内訳は、住宅使用料179万3千円及び税の督促手数料6千円、住宅督促手数料8千円がでございます。諸収入の収入未納額は、介護報酬収入の未納分1万7千円でございます。予算現額に対する増減額は、2千676万4千円の増であり、収入割合は予算現額に対し100.5%、調定額に対しては99.8%となっております。科目別収入割合において、主なものは地方交付税が51.4%、町税が8.7%、町債が8.1%、諸収入が7.5%、国庫支出金が4.1%、道支出金が3.7%となっております。

3ページをご覧ください。歳出の款別調べについて合計欄でご説明をいたします。予算現額51億1千340万9千円に対し、支出済額48億7千587万5千円で、翌年度繰

越金が8千907万2千円であり、不用額は1億4千846万2千円となっております。執行割合は予算額に対し、95.4%でございます。なお翌年度繰越額の内訳につきましては、総務費の自治体情報セキュリティ強化対策事業に6千703万4千円。民生費の年金生活者支援臨時福祉給付金給付事業に1千848万7千円。災害復旧費の農地災害復旧補助事業に355万1千円となっております。歳出全体における科目の割合は、前年から大きく変わることなく推移しておりますけれども、制度導入に伴う社会保障税番号システム導入事業や地方創生交付金に伴う地方振興対策事業などが挙げられ、総務費の割合が若干増えてございます。

各科目の不用額の主なものにつきまして説明をいたします。総務費につきましては、職員給与費の職員手当共済費等、一般管理費の需用費、自治振興費の負担金補助及び交付金、町有林管理費の委託料、総合庁舎管理費の需用費、花と緑と交流のまちづくり事業費の負担金補助金及び交付金などが主な要因でございます。民生費につきましては、各目の扶助費、福祉サービス事業費の委託料、保育所費の需用費、保健福祉総合センター費の需用費などが主な要因でございます。衛生費につきましては、予防費の委託料、各種医療対策費の扶助費などが主な要因でございます。農林水産業費及び商工費につきましては、各負担金補助及び交付金等が主な要因でございます。消防費につきましては、負担金補助及び交付金が主な要因でございます。教育費につきましては、各科目の需用費などが主な要因でございます。公債費につきましては、償還金利子及び割引料の一時借入金が主な要因でございます。

4ページをお開きください。歳入の性質別財源構成比較表について、ご説明を申し上げます。歳入の調達方法から依存財源とし、財源区別するとともに用途別の充当区別であります特定財源と一般財源に分類を行っているところでございます。平成27年度決算額51億4千17万3千円のうち、地方交付税等の依存財源は36億6千557万3千円で、構成比は71.3%であり、町税等の自主財源は14億7千460万円で28.7%の構成比となっております。特定財源につきましては、13億9千856万6千円で構成比は27.2%、一般財源は37億4千160万7千円で構成比は72.8%でございます。平成26年との比較では依存財源が3億1千60万円の減となっており、町債額の減が主な要因でございます。

5ページをご覧ください。一般会計歳出の性質別財源構成表につきましては、歳出を消費的経費と投資的経費に分類し、その財源の充当について特定財源と一般財源に区別してございます。合計欄でご説明いたします。平成27年度決算時における財源内訳は、特定財源が13億9千856万6千円であり、構成比は28.7%、一般財源は34億7千730万9千円であり、構成比は71.3%となっております。また、経常的な一般財源は28億732万5千円であり、財政構造上の弾性を示す計上収支比率は75%となっており、前年対比で3.9%下がっている状況にございます。投資的経費の決算合計額が、5億1千765万8千円であり、26年と比較では5億5千400万7千円の減となっております。

6ページをお開きください。歳入の調達方法から、依存財源と自主財源に区別するとともに用途別の充当区分であります特定財源と一般財源に分類を行っているところでございます。本表は、款別性質別の歳出内訳でございます。消費的経費のうち人件費及び物件費

について、款別に区別したものであり、人件費総額6億7千86万6千円で前年度対比1千1万円の減となっております。また物件費につきましては、11億5千408万1千円であり、前年度対比で5千199万9千円の減であり、委託料の減が主な要因でございます。

7ページ、8ページをご覧ください。この表は、債務負担行為の総括表であり、年度区分の前年度末は平成26年度末。決算年度では平成27年度。翌年度以降は平成28年度以降となっております。決算年度である平成27年度中における債務負担は農業経営基盤強化資金利子助成事業を始め、全部で32件、4億7千92万9千円となっております。また、平成28年度以降の債務負担につきましては、28件で、総額34億5千716万5千円でございます。

9ページをご覧ください。地方債の現在高につきまして御説明を申し上げます。下段の合計欄をご覧ください。平成26年度末現在高が72億2千774万4千円であり、平成27年の中の発行額が4億1千400万円、当該年度の償還額が元利合計8億6千183万4千円となっております。従って、平成27年度末現在高が68億6千978万7千円となり前年対比で3億5千795万7千円の減となっております。

以下10ページから54ページまでは、主要政策の成果。55ページから58ページまでは決算不用額の主な内容。59ページは、各施設の計上収支状況であり、説明は省略させていただきます。

それでは別冊の一般会計決算書の103ページをご覧ください。はじめに、公有財産土地及び建物の合計欄でご説明を申し上げます。土地の年度中の増減高につきましては、4万8千533.69平米の増であり、主な増はさくらの滝駐車場を含む用地でございます。年度末現在高は、953万1千797.66平米となっております。また建物につきましては木造が217.80の平米の増、非木造が276.03平米の減であります。年度末現在高は、9万700.98平米でございます。

107ページをお開きください。107ページから109ページは、行政財産と普通財産を区別し、年度中の増減及び決算年度末現在高を記載してございます。110ページの(2)物件、(3)有価証券につきましては、増減は生じてございません。(4)出資における権利につきましても増減は生じてございません。年度末の現在高は1千486万9千100円となっております。

111ページをお開きください。物品につきましても、年度末増減高の増減は生じてございません。基金につきましては、北海道備考資金の配当、奨学資金貸付基金の増額を含め、年度末増減額は3億2千18万1千879円の増で、年度末現在高は、47億8千573万4千251円でございます。

なお、町民海外研修貸付金につきましては、増減が生じてございません。次の112ページ、113ページの貸付金運用状況につきましては、生涯学習課長よりご説明を申し上げます。

○村島委員長

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤浩幸君）

地方自治法第241条の規定に基づく資料としまして、基金の運用状況につきまして御説明申し上げます。112ページをご覧ください。初めに清里町奨学資金貸付金の事業状況でございます。決算年度末現在の基金総額は、平成27年度に1千万円積み立てし、5千500万円となっております。基金の運用状況につきましては、貸付額決算年度末現在高は、1億7千618万7千円で備考欄に記載のとおり平成27年度中の貸し付けは、大学等に進学する際の入学資金貸付が、567万1千円。短大、大学への就学に係る資金貸し付けが460万円。合計1千239万1千円となっております。償還額の現在高は、1億3千482万2千円で、決算年度中の償還でございますが、奨学資金償還金212万円、入学資金83万1千200円であり、償還額は合わせて295万1千200円となっております。したがって、決算年度末現在の基金残高は1千363万5千円でございます。

続きまして、113ページをご覧ください。清里町町民海外派遣研修事業資金貸付金の運用状況について御説明申し上げます。決算年度末現在の基金の総額は、900万円であり、決算年度中の増減はございません。なおこの基金は、備考欄に記載の4団体の出資より資金造成されたものでございます。活躍の現在高は2千791万7千円で決算年度中における貸付はございませんでした。償還額の現在高は2千773万7千円で決算年度中の償還は6万6千円となっております。したがって決算年度末現在の基金残高は、888万6千円となっております。以上で2つの基金についての運用状況の説明を終わります。

○村島委員長

次に、介護保険事業特別会計の説明をお願いいたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（藺部充君）

平成27年度清里町介護保険事業特別会計の決算状況について、清里町特別会計歳入歳出決算書と会計歳入歳出決算説明書により御説明申し上げます。はじめに、清里町各会計歳入歳出決算説明書の中ほど薄茶色の仕切り、介護保険事業特別会計をお開きください。

1ページ、第1表平成27年度款別決算額調べについて説明いたします。歳入の決算額について、下の表の合計で御説明いたします。予算現額は4億3千551万3千円に対しまして、調定額は4億3千984万6千円。収入済額は、4億3千894万8千円。不納欠損が18万1千円。未収入金は71万7千円となっております。予算現額に対する増減額は343万2千円の増額となっており、収入割合は予算現額に対しまして、100.8%となり調定額に対しましては99.8%となっております。

次に歳出についてであります。予算現額が4億3千551万3千円、支出済額が4億2千304万円。不用額は1千247万3千円であり、主な要因は保険給付費の1千40万4千円であります。支出割合は予算現額に対しまして97.1%であります。2ページをお開きください。第1の附表につきましては、ただいま説明いたしました款別決算額調べをグラフ化したものでございます。説明は省略させていただきます。

次に3ページ、第2表性質別経費別分析表については、負担金補助及び交付金の合計が



4億393万1千円と全体の95.5%を占めていることとございます。

次のページをご覧ください。第2表の附表で説明しました経費ごとの区分でございますので説明は省略させていただきます。

次に、別冊の特別会計歳入歳出決算書の介護保険事業特別会計の17ページをお開きください。実質収支に関する調書により説明いたします。歳入総額は4億3千894万8千円であり、歳出総額は4億2千304万円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、1千590万8千円となっております。次の18ページをご覧ください。財産に関する調書の基金であります。前年度末現在額は、937万6千673円であり、決算年度中の増減額は、197万4千481円。決算年度末の現在高は1千135万1千154円となっております。以上で決算の説明を終わります。

### ○村島委員長

次に、国民健康保険事業特別会計の説明をお願いいたします。町民課長。

### ○町民課長（河合雄司君）

平成27年度国民健康保険事業特別会計決算状況につきまして御説明申し上げます。清里町各会計歳入歳出決算説明書黄色の中表紙、清里町国民健康保険事業特別会計1ページをご覧ください。第1表款別決算額調べについて御説明申し上げます。

はじめに、歳入の款別決算額について合計額でご説明申し上げます。予算現額8億7千373万7千円に対し、調定額8億7千957万2千円。収入済額8億7千385万5千円。不納欠損額36万5千円であり、収入未済額は535万2千円となっております。不納欠損額の内訳は国民健康保険税36万5千円でございます。また、収入未済額の内訳は、国民健康保険税の現年課税分が198万5千円、滞納繰越分が336万3千円であり、合わせて534万8千円。督促手数料が4千円でございます。予算現額に対する増減額は、11万8千円の増となっており、収入割合は予算現額に対して100%、調定額に対し99.4%となっております。

次に歳出について合計額でご説明申し上げます。予算現額8億7千373万7千円に対し、支出済額8億7千331万7千円であり、不用額は42万円でございます。予算現額に対する執行割合は100%でございます。

2ページをご覧ください。第1表の附表はただ今ご説明いたしました款別決算額調べをグラフ化したものであり、ご説明は省略させていただきます。3ページをご覧ください。第2表は歳出における款の性質別経費分析表であり、主な経費として負担金補助及び交付金が8億6千534万7千円で全体の99.1%となっております。

4ページをご覧ください。各款の中で節の経費の調べは第2表の附表であり御説明を省略させていただきます。

続きまして、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についてご説明申し上げますので、別冊の清里町特別会計歳入歳出決算書の38ページをお開きください。実質収支に関する調書について御説明申し上げます。歳入総額は8億7千385万5千円、歳出総額は8億7千331万7千円となっており、歳入歳出差引額並びに実質収支額は、53万8千円でございます。

39ページをご覧ください。財産に関する調書についてご説明いたします。国民健康保険事業基金につきましては、前年度末の現在高が8万3千300円、決算年度中の増減額は基金積立金利子の20円の増であり、決算年度末の現在高は8万3千320円となっております。以上で御説明とさせていただきます。

#### ○村島委員長

次に、後期高齢者医療特別会計の説明をお願いいたします。町民課長。

#### ○町民課長（河合雄司君）

平成27年度後期高齢者医療特別会計決算状況について御説明申し上げます。清里町各会計歳入歳出決算説明書、緑色の中表紙、清里町後期高齢者医療特別会計の1ページをご覧ください。第1表、款別決算額調べについて御説明申し上げます。はじめに歳入の款別決算額について合計額で説明申し上げます。予算現額6千575万7千円に対し、調定額及び収入済額は、ともに6千575万8千円であり、収入未済額はございません。予算現額に対する増減額は、1千円の増となっており、収入割合は予算現額及び調定額に対して100%となっております。

次に歳出について合計額でご説明申し上げます。予算現額6千575万7千円に対し、支出済額6千570万5千円であり、不用額5万2千円となっております。予算現額に対する執行割合は99.9%でございます。

2ページをご覧ください。第1表の附表はただ今ご説明いたしました款別決算額調べをグラフ化したものであり、ご説明は省略させていただきます。

3ページをご覧ください。第2表は款の性質別経費分析表であり、主な経費として負担金補助及び交付金が6千465万7千円で全体の98.4%を占めております。

4ページをご覧ください。各款の中で節の経費の調べは第2表の附表であり、ご説明を省略させていただきます。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、別冊の清里町特別会計歳入歳出決算書51ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明いたします。歳入総額は6千575万8千円。歳出総額は6千570万5千円となっており、歳入歳出差引額並びに実質収支額は5万3千円でございます。以上で説明とさせていただきます。

#### ○村島委員長

次に、簡易水道事業特別会計の説明をお願いいたします。産業建設課長。

#### ○産業建設課長（藤代弘輝君）

平成27年度清里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。各会計歳入歳出決算説明書水色の仕切りの10ページをご覧ください。第1表款別決算額調べについてご説明いたします。はじめに歳入の款別決算額について合計額によりご説明申し上げます。予算現額6千35万7千円に対し、調定額は6千311万9千円。収入済額は6千219万9千円となっております。不納欠損額はありません。収入未済額

は92万円となっており、未済額の内訳は、水道使用料現年度分が40万4千270円。滞納繰越分が49万7千470円。督促手数料が1万8千400円となっております。予算現額に対する増減額は184万2千円の増となっており、予算現額に対する収入割合は103.1%、調定額に対しては98.5%となっております。

続きまして、歳出の款別決算額について御説明申し上げます。予算現額6千35万7千円に対し、支出済額は、5千668万2千円であり、不用額は367万5千円となっております。予算現額に対する執行割合は、93.9%となっております。不用額の主な内容につきましては、7ページに記載しておりますが、総務管理費の修繕料が主な内容となっております。

2ページをお開きください。2ページは第1の附表であり、ただ今説明いたしました款別決算額調べをグラフにしたものですので、説明は省略させていただきます。

3ページをご覧ください。第2表は歳出における款ごとの性質別経費の表でありまして、主な経費として人件費が867万8千円で全体の15.3%、物件費が1千335万円で23.6%、事業費が617万8千円で10.9%、公債費が2千310万3千円で40.8%となっております。

4ページをお開きください。4ページは第2表の附表であり、各款の中における節の経費の調べですので、説明は省略させていただきます。

5ページをお開きください。第3表は地方債現在高調べであり、合計額でご説明いたします。区分は簡易水道事業債と過疎対策事業債であり、平成26年度末の現在高が1億8千819万2千円。平成27年度中における発行額はありません。平成27年度の償還額は、元利合わせまして2千310万3千円であり、平成27年度末で現在高は1億6千911万4千円となっており、普通交付税に算入された額は998万7千円であります。

6ページの主要施策の成果並びに7ページの決算不用額につきましては、記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

続きまして、平成27年の清里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の65ページ。実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額は6千219万9千円、歳出総額は5千661万2千円となっており、歳入歳出差引額並びに実質収支額はともに551万7千円となっております。

66ページをご覧ください。財産における調書について御説明申し上げます。1の公有財産における土地及び建物及び物権並びに2の物品につきましては、決算年度中の増減はございません。

3の基金につきましては、前年度平成26年度末の現在高は4千253万9千48円であり、決算年度中の増減高は382万1千円の増決算年度末現在高は、4千636万48円となっております。以上で説明を終わります。

## ○村島委員長

次に、農業集落排水事業特別会計の説明をお願いいたします。  
産業建設課長。

## ○産業建設課長（藤代弘輝君）

平成27年度清里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。各会計歳入歳出決算説明書、紫色の仕切りの1ページをご覧ください。第1表款別決算額調についてご説明いたします。

はじめに、歳入の款別決算について合計額によりご説明申し上げます。予算現額1億183万6千円に対し、調定額1億411万円。収入済額1億340万3千円となっております。不納欠損額は1万2千円となっております。収入未済額は68万5千円となっております。内訳は使用料の現年度の分が37万2千330円、滞納繰越分が29万9千100円、督促手数料が1万3千350円となっております。予算現額に対する増減額は、157万7千円の増となっております。収入割合は予算現額に対し101.5%。調定額に対して99.3%となっております。

続きまして、歳出の款別決算について御説明申し上げます。予算現額1億183万6千円に対し、支出済額9千712万9千円となっております。不用額は70万7千円となっております。予算現額に対する執行割合は、95.4%。なお不用額の主な内容につきましては、7ページ記載しておりますが、施設管理費による需用費が主な要因となっております。2ページをお開きください。2ページは第1の附表であり、ただいま説明いたしました款別決算額調をグラフにしたものですので、説明を省略させていただきます。

3ページをご覧ください。第2表は、歳出における款毎の性質別経費分析表であり、主な経費として物件費が3千101万8千円で全体の31.9%、公債費が5千722万5千円で、58.9%となっております。

4ページをお開きください。4ページは第2表の附表であり、各課の中における節の経費の調べですので説明は省略させていただきます。

5ページをご覧ください。第3表は地方債現在高調べであり、合計額でご説明いたします。区分は下水道事業債と過疎対策事業債であります平成26年度末の現在高が5億7千205万9千円。平成27年中における発行額はございません。平成27年度の償還額は、元利合わせまして、5千722万5千円であります。平成27年度末の現在高は、5億2千910万4千円となっております。普通交付税に算入された額は、2千870万4千円であります。

6ページの主要施策の成果並びに7ページの決算不要額につきましては記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

続きまして、平成27年度清里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の78ページ。実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額は1億341万3千円、歳出総額は9千712万9千円となっております。歳入歳出差引額並びに実質収支額は共に628万4千円となっております。

79ページをご覧ください。財産に関する調書についてご説明いたします。1の公有財産における土地及び建物並びに2の物品につきましては、共に決算年度中の増減はございません。以上で説明を終わります。

## ○村島委員長

次に焼酎事業特別会計の説明をお願いいたします。焼酎醸造所長。

### ○焼酎醸造所長（二瓶正規君）

平成27年度清里町焼酎事業特別会計決算状況につきまして、各会計歳入歳出決算説明書によりご説明いたしますので、うぐいす色の仕切り焼酎事業特別会計の1ページ第1表款別決算額調べをお開きください。

歳入からご説明いたします。歳入の予算現額の合計は1億2千609万3千円に対し、調定額及び収入済額の合計はいずれも1億3千36万4千円であります。なお予算現額に対する増減額の合計は、426万1千円で主に生産物売払収入によるのであります。予算に対する収入割合は合計欄で103.4%であり、調定に対する収入割合は100%であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。歳出の予算現額の合計は、1億2千610万3千円に対し、支出済額の合計は1億2千401万5千円であります。予算現額に対します執行割合は合計欄で98.3%であります。なお、不用額は1款総務費で155万5千円、2款製造費で50万3千円。合計で208万8千円の不用額となっております。

2ページをお開きください。2ページは第2表の附表であり、歳入歳出それぞれ棒グラフで表示したもので、説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。3ページの第2表性質別経費分析表につきましては、歳出の各款ごとに示しており、各項目ごとの割合は合計欄で、人件費で23%、物件費で63.5%、扶助費等で13.5%となっております。

4ページをお開きください。4ページは、第2表の表で各款の中で節の経費調べであります。説明は省略させていただきます。

続きまして、別冊の清里町特別会計歳入歳出決算書、うぐいす色の清里焼酎事業特別会計歳入歳出決算書により説明いたしますので93ページをお開きください。93ページの実質収支に関する調書につきましては、歳入総額1億3千36万4千円。歳出総額1億2千401万5千円であり、歳入歳出差引額及び実質収支額は共に634万9千円となっております。

94ページをお開きください。94ページの財産に関する調書につきましては、決算年度中1の物件費、物品について増減はありません。2の基金につきましては、決算年度中の増減はなく、年度末現在残高もございません。以上で説明を終わります。

### ○村島委員長

ここで、暫時休憩いたします。休憩中に消防費の説明を行います。

（暫時休憩）

### ○村島委員長

消防分署長。

### ○消防分署長（野呂田成人君）

平成27年度斜里地区消防組合清里分署決算状況について、別冊の斜里地区消防組合清里分署歳入歳出決算書と清里町各会計歳入歳出決算説明書でご説明いたします。

はじめに、清里町各会計歳入歳出決算説明書をご覧ください。一番後ろの青色の仕切りからが斜里地区消防組合計算になりますので、2ページ目をお開きください。第1表、款

別決算額調書によりご説明いたします。歳入の決算額について合計額でご説明いたします。予算現額の合計が1億9千322万1千円に対し、調定額合計及び収入済額の合計はいずれも1億8千233万1千円となっています。予算現額に対して、収入済額は1千89万円の減となっており、収入割合は、予算現額に対して94.4%、調定額に対しては100%となります。

続きまして歳出については、予算現額が1億9千322万1千円に対し、支出済額は1億8千233万1千円であり、不用額は1千89万円となります。不用額の主なものは、常備消防費、清里分署費の職員手当等30万3千円、需用費189万4千円、役務費、40万4千円、非常備消防費清里消防団費の旅費78万3千円であります。支出割合は予算現額に対して、94.4%となっております。

次に3ページ目をお開きください。第2表性質別経費分析表では、左から1列目の常備消防費の合計額が1億2千732万1千円で全体の69.8%。次の列、非常備消防費の合計額が1千363万5千円で全体の7.5%。次の列、消防施設費の合計額が2千811万円で全体の15.4%となっております。または消防本部費につきましては1千326万5千円と全体の7.3%を占めております。

次に4ページ目をお開きください。第3表はただいま御説明いたしました款別決算額をグラフで示したものです。

次に5ページ目をお開きください。第6表は緊急出動等の状況となっております。1の火災出動は4回となっており、火災内訳は建物火災が1件、車両火災が1件、その他の野火火災2件となっております。2の災害出動は0回、3の訓練警戒指導は47回となっております。また、4の救急出動は169件であり、種別については、同表に記載のとおり、また傷病者搬送の内訳は①の表のとおりとなっております。

次に6ページ目をお開きください。消防団員に災害等出動手当支給状況となっております。団員の出動につきましては右の表の右側、下から3行目の括弧書き48回、1千664名の出動で手当支給額は667万2千円となっております。

次に7ページをお開きください。第7表は消防本部費関係決算調書となっており、7ページは総括、次の8ページは性質別歳出内訳となっております。

次に、別冊の特別会計及び斜里地区消防組合清里分署歳入歳出決算書をご覧ください。一番後ろの青色の仕切りからが斜里地区消防組合清里分署歳入歳出決算になりますので、106ページ目をお開きください。財産に関する調書の公有財産についてご説明いたします。公有財産の(1)土地及び建物については清里分署庁舎から第3分団庁舎まで非木造の合計が762.7平米で、前年度からの増減はございません。

107ページをお開きください。右側の2の物品につきましては、車両ポンプについて、全年度からの増減はございませんが、消防用無線機につきまして、斜里地区消防組合全域でアナログからデジタルへの移行が完了しましたのでアナログ無線を廃止して、デジタル無線の合計25台となっております。

最後のページは水利現況であります。防火水槽消火栓については増減がありません。以上で説明を終わります。

(再 開)

○村島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。各会計の説明は終わりました。本日はここで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。よって本日はこれで散会いたします。本日はご苦勞様でした。

散会 午後 4時34分

## 平成27年度清里町各会計決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成28年 9月13日（火）

開 会 午前 9時30分

散 会 午後 2時15分

### ●出席委員（7名）

委員長	村 島 健 二	委 員	河 口 高
副委員長	池 下 昇	委 員	堀 川 哲 男
委 員	勝 又 武 司	委 員	伊 藤 忠 之
委 員	前 中 康 男		

### ●欠席委員

なし

### ●説明のため出席した者の職氏名

町 長	櫛引 政明	副町長	宇野 充
総務課主幹	梅村百合子	管財G総括主査	三浦 厚
総務G主査	鈴木由美子	総務G主査	吉本 淳
企画政策課長	本松 昭仁	企画政策課主幹	清田 憲宏
まちづくりG総括主査	泉井 健志	まちづくりG主査	水尾 和広
まちづくりG主任	半澤 忍		
町民課長	河合 雄司	町民課主幹	清水 俊行
町民生活G総括主査	樫村 亨子	町民生活G主査	山崎 孝英
町民生活G主査	藤森 宏樹	税務・収納G主査	土井 泰宣
町民生活G主査	横畠 敏樹		
保健福祉課長	菌部 充	保健福祉課主幹	進藤 和久
保健G保健師長	武山 悦子	福祉介護G総括主査	阿部 真也
こども子育てG総括主査	杉村 眞弓	こども子育てG主査	佐々木順子
福祉介護G主査	河合 雄司	福祉介護G主査	三浦 綾美
産業建設課長	藤代 弘輝	産業建設課主幹	永野 宏
産業振興G主査	田中 誠之	産業振興G主査	吉田 慎治
建設G総括主査	吉田 正彦	建設G主査	酒井 隆広
建設G主査	山本 卓司	建設G主査	荒 一喜
農業委員会事務局次長	小林 正明		
焼酎醸造所長	二瓶 正規	焼酎醸造所	北川 実
出納室長	溝口 富男		



教育長	岸本 幸雄	生涯学習課長	伊藤 浩幸
生涯学習課主幹	原田 賢一	学校教育G総括主査	宮津 貴司
学校教育G主査	新輪 誠一	学校教育G主査	阿部由美子
社会教育G主査	武山 雄一		
消防清里分署長	野呂田成人	庶務係長	小笠原明博
救急係長	半澤 孝貴	予防係長	君島 晴男
警防係長	内野 智也		

---

●職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小貫 信宏
主 査	寺岡 輝美

---

○村島委員長

おはようございます。

○村島委員長

ただいまより、一般会計の歳出の方から審査を始めたいと思います。

○村島委員長

1款議会費・1項議会費・1目議会費、26ページ。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

2款総務費・1項給与費・1目職員給与費、26ページ～27ページ。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

2項総務管理費・1目一般管理費、28ページ～30ページ。池下委員。

○池下副委員長

28ページの一般管理費の中で職員採用試験採点業務委託料ということでお伺いしたいと思いますが、職員採用に関しては例年行っていると思いますが、今年の夏も社会人枠ということだと思うんですが、採用する試験を行いまして面接等も行ったというふうに聞いているんですが、実はこの試験を土日ではなくて平日に行ったというふうに聞いているんですが、この辺のことでちょっと真意を聞きたいなと思いますが、よろしくお願いします。

○村島委員長

はい副町長。

○副町長(宇野充君)

特に理由はございませんけれども平日にやったことによって、一人でしたか、仕事の都合で来られなかった方がいらっしゃいましたので、今年はそういう反省も踏まえて休日にやるということにしております。

○村島委員長

池下委員。

○池下副委員長

副町長の答弁で、一人仕事の都合で来られなかった。やはり町も優秀な職員を入れて業務を行っていくということをお前提に考えたときに、この社会人枠ということになれば特に仕事をしている方が当然多いわけでありまして、仕事で来られないっていう、それと公にしないで内密に試験を受けているっていうことも考えられますので、今副町長がおっしゃったとおり、来年からは是非土日の休みの日に行っていく方が、私も思いますんで、そこら辺はもう少し気配りという線で考えていただきたいというふうに思いますので、よ

ろしくお願いします。

○村島委員長

はい副町長。

○副町長（宇野充君）

重々その辺は判断をしながらやっていきたいと思っております。

○村島委員長

他にありませんか。よろしいですか。

○村島委員長

2目財産管理費、3目地籍管理費、30ページから31ページ。一括で審査をお願いします。  
前中委員。

○前中委員

財産管理費の中でソーラーの施設の管理部分あると思うんですけども、このへんの管理体制の所在は、その27年度中どのように実施されていたのか。まずお聞きしたいと。

○村島委員長

企画政策課長。

○企画政策課長（本松昭仁君）

27年度ソーラー、太陽光のいわゆる管理についてということの御質問というふうに思います。

御承知のとおり、町内には役場庁舎それから保健センター、緑支所それからプール4カ所の太陽光の施設がございます。27年度につきましては、太陽光の下に芝生とかの日常的な管理につきましては、各原課の施設周りということで、草刈り等を行っていただいておりますし、その入ってくるお金の歳入っていうんですか、そういった調定等につきましては企画の方でまとめて行っているというような状況でございます。

それから点検につきましてはまだ業者の保証期間でもございますので、業者の方が年に1度程度点検をしていただいているというような状況でございます。

○村島委員長

他にありませんか。よろしいですか。

○村島委員長

4目広報費、32ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

5目自治振興費、32ページ～33ページ。池下委員。

**○池下副委員長**

自治振興費のページ数は33ページなのですが、道路防犯灯LED工事ということで昨年も私この質問をさせていただいたんですが、27年度羽衣と郊外ということでありましたけども、この地域の26年度分の部分と27年分のLED化によりまして電気料の誤差がどのくらい生じたのか。解ればお聞きしたいと思いますが。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

ただいま御質問いただきました、LED化の27年度の工事の関係でございます。27年度の工事につきましては、今委員御指摘のとおり、2地区を行ってまいりまして250基の設置をしております。この250基のいわゆるナトリウム灯とLED灯のいわゆる誤差、電気料の違いでありますけども基本的にナトリウム灯であれば、4月分の1カ月の電気代としまして約945円かかっております。でLEDにしますと約202円ということになりますので、その差額が743円ということになってございます。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

私が聞いたのは、例えば電気と今のLEDにした時の年間の電気料の総体的な金額が解ればということなんです。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

26年度の電気代でありますけども約500万でございます。27年度の電気代が約420万円ほどになりましたので、100万円ほどの削減になっているということでありますし、引き続き28年度についても工事をしておりますので、さらに削減が見込まれていくものというふうに考えております。以上です。

**○池下副委員長**

わかりました。

**○村島委員長**

よろしいですか。他にありませんか。河口委員。

**○河口委員**

地上デジタル放送無線化及び必要施設保守点検業務委託料ってなっていますが、札弦と緑の部分になるのかなと思うんですが、具体的に数値で示す資料をつくっていませんので、何も言えませんが、機器の保守点検なのか、実際に周辺の電波がきちんと測られた保守点検がされているのかの質問であります。

**○村島委員長**

町民課長。

**○町民課長（河合雄司君）**

今御質問でありました、地上デジタルの保守点検についてでございますが、委員おっしゃられますとおり、機器の点検とあわせて電波の受信状況の関係を、地点を定めまして測定をしておるところでございます。

**○村島委員長**

河口委員。

**○河口委員**

一部電波が非常に弱いということのクレームが一部ありますので、さらにその辺の詳細な点検をしていただきたいと。

**○村島委員長**

町民課長。

**○町民課長（河合雄司君）**

今後そのように努めたいと思います。

**○村島委員長**

他にありませんか。よろしいですか。

**○村島委員長**

6目交通安全対策費、33 ページ～34 ページ。

**○村島委員長**

7目防災対策費、34 ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

8目町有林管理費、34ページから35ページ。  
前中委員。

**○前中委員**

町有林管理費なんですけども、新植事業あるいは下刈事業等々予算計上されているんですけども、計画の中で多々あったのかなと思うんですけど、その実施面積的な部分で未実施だったのかどうか、あるいは天候的な要件があったのかどうか、そこら辺の説明ちょっとすいませんけどよろしくをお願いします。

**○村島委員長**

産業建設課長。

**○産業建設課長（藤代弘輝君）**

ただいまの御質問ですけど、町有林の管理に関しましては、平成25年から5か年で計画しております町有林管理計画、これをベースに各年度の作業する地域に関しては、平成24年からの5か年でたてている森林経営計画を出しています。その計画に基づいて実施しております。

**○前中委員**

森林計画整備を1年前倒しで策定したというのはいろいろ理解しているところなんですけども、予算計上の中で町有林新植事業が870万の予算計上出ているんですけども、その中で半分ぐらいの新植事業431万の実行しか見られなかったという起因するところはどこなのかっていうのを、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

**○村島委員長**

産業建設課長。

**○産業建設課長（藤代弘輝君）**

実施の時期に関しても計画しています、青葉にあります17林班と18林班を計画しております、実施につきましても同じく17林班と18林班の方を実施しております。

**○村島委員長**

前中委員。

**○前中委員**

実施じゃなくて面積が減ったのか。それとも植樹の単価が下がったのかっていうところなんですよね、たぶん。予算の中である程度の面積を見込んだ中で予算計上していると思うんですけど、その中で実執行額が半減とは言いませんけど、新緑事業ってことで消耗品と請負工事費合わせて431万ですか。そういう形が出ているんですけど、当初予算の中

ではとりあえず875万の予算計上とっていますから、新植事業の落ち込みっていうのは何かあったのかなというのを質疑したんですけど。

町営牧場の平牧地における新植事業がたぶんあったと思うんですよ。そこら辺の兼ね合いかなというのもちょっと危惧しているのと、あとプールの建設に伴う町有林の伐採における新植事業もあわせて計画は持っていたけれども、未実施だったのかなと思うんですけども、そこら辺の確認ですから。あとでその辺は数字的なものだから新植事業として理解しますんで、事後報告で良いのですいませんけど。

○村島委員長

はい。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

後程報告をさせていただきます。

○村島委員長

9目支所及び出張所費、10目緑センター費、35ページ～36ページ。一括で審査お願いいたします。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

11目顕彰費、12目報酬等審議会費、36ページ～37ページ。一括で審査願います。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

13目職員福利厚生費、36ページ～37ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

14目総合庁舎管理費、37ページ～38ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

15目行政情報システム管理費、38ページ～40ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

16目管内町村公平委員会費、40ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

全体を通じて質問漏れがございましたら、受けたいと思いますが。

無いようですので、ここで説明員交代となります。暫時休憩いたします。

（説明員交代）

○村島委員長

引き続き、審査を行います。3項開発促進費・1目企画振興費、2目土地利用計画費、41ページから42ページ。一括で審査お願いします。堀川委員。

**○堀川委員**

地域おこし協力隊事業費ですけども、この事業は現在2名の協力隊の方が来てくれて、地域おこしのために頑張ってくれていますけども、この事業は国の援助もあった中で非常に有効な事業だと考えています。その中で今後協力隊をさらに増やしていく可能性があるのかという、もし考えがあればお聞かせ願いたいんですけども。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

ただいま地域おこし協力隊現在2名活動していただいています、2年目に入っております。またこの地域おこし協力隊につきましては、基本的に3年間の任期ということで、あと1年半任期が残っています。今後の対応という人員の増対応ということでございますけども、当然地域おこし協力隊が清里町でどのようなことが清里町の要望と言いますか、活動していただきたいものと地域おこし協力隊が活動いただけるものとが、どうマッチングしていくのかというような部分もございますので、当然その必要に応じて積極的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

**○村島委員長**

堀川委員。

**○堀川委員**

今おっしゃられたとおり、もし今後増員の可能性があるということで模索されるということであれば、現在いらっしゃる方はあと1年少々ということですけども、できれば欠員にならないように、継続性を持って続けて、なんて言うか、いなくなって新しい人が入るのでなくて、いつでも協力隊が継続していけるような形で続いていければというような考えを持っています。よろしくをお願いします。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

今後欠員のないように、御指摘でもございますし、協力隊につきましては、観光分野だけではなくて、いろんな分野で活躍される方が各市町村にいらっしゃいますので、そういった状況も踏まえて、今後積極的に前向きに検討してまいりたいというふうに思います。ご了解をいただきたいというふうに思います。

**○村島委員長**

よろしいですか。4項庭園のまちづくり事業費、1目ふるさとの森づくり事業費、42



ページ。勝又委員。

**○勝又委員**

ふるさとの森づくり事業なんですけど、江南の方にさくらの山を整備しているわけです。既にもう整備されました16号の元スキー場ですか。あそこも過去に植栽をしたわけなんですけど、いかんせんあの周りの木も相当ぼうぼうになってきて、桜が見えないような状況にもなっている。花が咲けばなんぼか桜の山なんだなっていうのが解るぐらいで、今行ってもなんだか鬱蒼としたような感じになっているわけなんですけど、もう少し植えたところに関しては整備をして、桜のふるさとの森づくりという事業を進めているわけですので、そこは整備したらいかかかなと思いますけど。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

16号の木の状況でございますけども、今年も6月でしたか。周りの下刈りですとか倒れかかっている木の伐採ですとかある程度の整備はさせていただきました。今後とも状況を見ながら、整備を続けてまいりたいというふうに考えてございますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

**○勝又委員**

はい。

**○村島委員長**

他にありませんか。進みます。2目花と緑と交流のまちづくり事業費、43ページから45ページ。勝又委員。

**○勝又委員**

当初の予算の時には、この花壇の関係のことで質問したんですけど、長年町民の方の協力を得て、花と交流のまちづくりということで町中にもきれいな花が活けられているわけですが、いかんせん高齢化してきてますんで、なかなか大変だということで予算の段階には少し永年性の花だとかそういうものを取り入れて、少し労力を回避できるような形をとったらいかがですかということでしたが、結果これどういう形で取り組まれたのかなと思って。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

委員御指摘のとおり、花に携わっていただいている、ちょっと高齢な方もいらっしゃる

というような部分で、なるだけ負担がかからないような部分も現場の方で検討しているところでございます。今年モデル的にやらせていただいているのが、水元第2地区にあります道路の植樹帯の中は、いわゆる単年草ではなくて宿根草って言いますか。そういった部分を広げていたり、羽衣1の一部についても、そういった部分をしてやっております。今後どのような状況になるかも含めてなるだけその地域の方や自治会の関係者の方々の負担が余りないように進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

#### ○村島委員長

よろしいですか。はい池下委員。

#### ○池下副委員長

この花と緑の交流まちづくりの中で、花壇植樹管理業務委託料ということで、28万円程度の予算がついていたんですが、これは恐らくシルバーセンターに委託している部分だというふうに私は思っているんですが、実はこのシルバーにお願いしている部分も確かにあるんですが、見ていると職員が昼それから朝、夕方と問わず一生懸命やっているというふうに私は見ているんですが。その分に関しては非常に良いなという部分もあるんですけども、職員に現場に出て汗をかいて日中の暑い中を仕事させるよりも、6月から大体10月のくらいまでなんですよ、花は。今、勝又議員がおっしゃったとおり里親の方も本当に高齢化して疲れてまいりました。ここはやはりわずか4ヶ月ぐらいの間であれば、しっかりと役割分担をして職員に何でもかんでもやらせないで、シルバーセンターにすべてお願いしても、そんなに害な経費ではないと思うんですが、そこら辺はそういうふうに方向性を変えていくという考えはないでしょうか。

#### ○村島委員長

企画政策課長。

#### ○企画政策課長（本松昭仁君）

基本的な管理につきまして、今お話しいただきましたとおり、シルバーセンター若しくは、その里親の方々、自治会や各企業等の方々、それぞれが役割分担を持って日常的な管理をしていただいております。で職員の出勤についてでありますけども、当然いつも職員がそのシルバーセンターにつきっきりだとか、各地域の方々がやっているところにつきっきりだとかそういうことではございません。協働事業でございますので、役場の職員も当然その中に入って一緒に汗を流すような部分もございますし、当然その状況を知ることそれからその活動している方々からのいろんなお話を聞くというような部分もございますので、いつもというような状況ではありませんけども、当然必要に応じながら一緒になって花の事業をやっていくというような基本的な考え方でやっておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

課長おっしゃったとおり、すべてがやっているわけじゃないっていうふうに答弁しているんですが、実はこの2線道路に関して私が見える範囲で、春の植えるとき小学校の子どもたちとか、それから自女連とか、いろんな方がお手伝いされていますけども、そこに当町の職員もびっしりについてやっているんですよ。汗を流してやっているのを実際姿を見えていますし、それがその時だけでなく、しょっちゅうやっているんですね。見ていて解るんですが、それで仕事が終わる時間帯夕方5時頃もやっていて、戻ってきて汗を拭いて、それから日中できなかった仕事を残業しながらやっているんですよ。私はそういうふうにするのではなくて、現場監督的にちょっと顔出して指示をして、こういうふうにして下さいっていう指示を与えたら、そこはもう任せていいんじゃないかなというふうに思うんですよ。後の管理は、先ほど言ったようにシルバーセンターというのがあるんですから。そういうところを利用しながら、改善していく、変えていくっていう考えが、やっぱりこれからは求められていくんじゃないかなというふうに思うんですよ。職員自体もやはり日中それだけ疲れて帰ってくると夜の残業だって力入らないですよ。もう疲れ切っちゃって。そこら辺もう少し考えていただきたいなというふうに思うんですが。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

先ほど申し上げました今年度につきましてはいろんな部分で、単年草を宿根草に変えたり、いわゆる住民負担の関係だとかいろんな部分で模索をしている年度でもございます。そういった部分も含めて、職員はいろんな方々団体や地域の方々のお話を聞きながら、どういうふうになればより効率的に出来ていくかというような部分も情報も仕入れながら、やっている部分もございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

ただそういった部分で職員についてもできるだけ効率的に進めるよう、今後ともそういうところを、十分注意しながらやっていきたいというふうに思っております。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

この花と緑というのは、昔からやっている事業でありまして、もう相当年数も長いわけではありますけども、この庭園のまちづくり事業ということでやっていますけども、庭園のまちづくりの事業の中で町長が町長に就任してから、以前から、札弦から緑までの植樹帯さくら並木とかという話もされていましたが、以前も聞いたときになかなか進まないんだという話でありますけども、最近はどういうふうになっているのかな。その辺ちょ

っとお伺いしたいと思います。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

庭園のまちづくり事業でございますけども、庭園のまちづくり、いわゆる花を基調としまして、豊かなまちづくりを進めるというような部分の観点から町内だけの花緑事業ではなくて、さくらの山構想でありますとか、コスモスロードの推進でありますとか、さまざまな部分が一体的になったものが庭園のまちづくりというような部分でございます。市街地の花緑につきましても、高齢化も進みながらも、住民の方々の御協力もありまして、引き続き行われていると。さくらの山につきましてもキャンプ場周辺、もしくは先ほど話に出ました16号等々にも桜の木を植えて徐々に花が咲き始めているというような状況もございます。コスモスロードにつきましても長年から上斜里地区を中心にコスモスロードをやっていますし、今年度につきましても上斜里南から神威方面につきましても、住民の方々とお話をさせていただいている状況にもございます。今後とも町全体が庭園のまちづくり、花いっぱいのもちづくりになるように住民負担がからない程度に住民の皆さんとも話し合いをしながら進めて参りたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

今私が聞いたかったのは札弦から緑までの線路の沿線の部分に関するさくら並木は町長になったときに公約として言ったんですよ。この事業がどの程度進んでいるのかってことを質問しているんです。

**○村島委員長**

副町長。

**○副町長（宇野充君）**

町長の公約ではないと私は認識しておりますけども、計画の中で札弦、緑の間、当時緑の回廊とか花緑とかさくら並木で通じないだろうかということで、ランドデザインの途中で桜並木の話が出てきたと思います。

その後道道のもんですから、道道と協議しながら進めてまいりましたけど、道道の方でも桜並木とても良いことだねということで進んではいたんですけど、ただ管理上、除雪する際に鉄道側に勢いよく雪を飛ばすもんですから、ちょっとした木であれば障害があるということで、何回か話し合いのところ、最近は桜ではなくて、なにかある程度季節的に咲くような花でいろんな種類があるんですけども、そういったものはどうだろうか。ある

いは緑の木を植えたらどうだろうかということで、今まだ協議中と言いますか、そういった状況でございます。

札弦と緑間の間には植えられない敷地もあるもんですから、どうしたものか苦慮しているところでございます。決して公約ということではないので、そのへんは認識をお願いしたいと思います。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

副町長の方から、グランドデザインの中でやっているというふうな話なんですけど、これもその話になってから3年も4年も経つわけですよ。それで極端に言うとなんか頓挫しているのかなというふうに私は思うんですけど。

例えば、上斜里から清里までコスモスロードがありますから、木が無理であれば、やはり違う花をということではなくて、コスモス街道を延長するといった考えの方がベターじゃないかなというふうに思うんですよ。確かに植えられない部分もあるのかもしれないんですけど。それが除雪の時にどういうふうになるかは、また別問題としてさくら並木が無理であれば、そういうふうに方向転換していく。やっぱりスピード感を持ってやっていく。そこが一番大事なかなというふうに思うので、今後そういう検討も含めて進めてきていただきたいと思います。

**○村島委員長**

副町長。

**○副町長（宇野充君）**

池下委員の言う通りでございまして、なんとか札弦緑間を工夫しながら、緑あるいは花等々でつないでいきたいという考えを持ってございますので、また道道とも協議しながら進めていきたいと思っております。

**○村島委員長**

よろしいですか。はい、他に。ありませんか。伊藤委員

**○伊藤委員**

今の池下委員に関連していく質問という形になりますが、先ほどおっしゃられているコスモスロードは上斜里の方でやっております。かなり長い期間、地域住民の方々にお世話になりながらやっていると思うんですけど、ここにきてちょっと疲れというんですかね、疲弊と言いますか、そういう部分。例えば、人それぞれによって管理する面積がかなり多い方もおられます。そういう方々にある認識をひとつ知っていただきたいのと、もう1点はコスモス、コスモスと先ほどから言っていますが、やはり連作障害じゃないですけども、最近最初のころに比べると、大分花の先も大分悪くなってきているなという認識をしてお

ります。そのへん多分、連作障害なのかなという思いもあります。そういう部分も含めて町としてどのように考えているのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

委員御指摘のとおり、かなりずっとコスモスを長年の間、植えているっていう部分で、多少コスモスの元気さってというのが、今年あたり気象の状況もあったのかなというふうに思いますけども、元気さが若干ないのかなというような心配もいたしております。

今後につきましては、当然活動していただいておりますフラワーロード推進協議会の皆さんと十分に話し合いをしながら、当然ずっと清里町としてもずっとコスモスでなければいけないということでもありませんので、そういったいろんな部分も含めながら、今後の活動をフォローしていきたいというふうに思っておりますので、これにつきましては十分に推進協議会とも協議しながら進めていきたいというふうに思います。

**○村島委員長**

よろしいですか。他にありませんか。池下委員。

**○池下副委員長**

移住定住促進事業ということでお伺いしたいと思うんですが、この中に空き家対策事業というのが3年前からやっております、予算も50万付けているわけですが、この事業がもう丸2年過ぎて、空き家バンク等で登録等も結構進んでいるって話は聞いているんですが、最近そんなに増えてはいないというふうに思うんですが、今現在どのぐらいの空き家が登録されて、どういうふうな実績になっているのかって、わかればお伺いしたい。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

バンクの登録数につきましては、すいません。前後するので、17、8件だったというふうに思いますけども、これちょっと確定な数字じゃございません。申しわけありません。

それで27年度の空き家バンクに入った方の実績でございますけども、5件ございました。

**○村島委員長**

よろしいですか。はい池下委員。

**○池下副委員長**

たしか一番最初、空き家の登録数を調べたときに、100件以上あったというふうに私

聞いているんですよ。空き家が町内に。そんな中で結局、登録数が17、8件ですか。今現在入った実績が5件ということなんですけども、この中で空き家を例えば購入したりとか、移住してきた人は解りますか。何人程度いるのか。何家族ぐらいいるのか。解れば、教えていただきたいと思います。

**○村島委員長**

政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

まず登録の関係でありますけども、その100件っていう数字は、家族のいわゆる空き家に該当する数字というふうに捉えて、その方々に引き取りをしまして登録していただけませんかというような案内の中でそういった数字になってきているのかなというふうに思います。空き家バンクの実績でございますけども、先程申しました通り27年度につきましては5件、そのうち東京都の方、それから清里町内の方、京都府の方、斜里町の方、美幌町の方ということで5件いわゆる世帯総人員にしますと、13人の方がこの空き家バンクに入られているというようなことになってございます。

**○村島委員長**

よろしいですか。池下委員。

**○池下副委員長**

これはあれですか。5件、13人というのは、清里の人がいるから、要するに他町から来たというのは4件。4件の例えば10人程度なのかな。この人たちは清里に移住してきたというふうに捉えていいですか。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

その通りでございます。この方々につきましては基本的に移住者ということでございます。すいません、先ほど私17、8件空き家バンクの登録件数があると言いましたけども、申し訳ございません、24件の誤りでございました。申し訳ございません。

先ほど27年度の実績5件というふうに申し上げました。26年度以前の部分もございまして、全部で契約済みは9件になってございます。それで27年度の契約件数が5件ということでご理解をいただきたいというふうに。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

そしたら、27年度に関しては5件で、そのうち4件が移住して来た。これは27年度も含めて9件だというふうに思うんですが、9件のほとんどの方が移住して来たというふうに捉えてよろしいですか。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

その通りでございます。

**○村島委員長**

よろしいですか。他に。勝又委員。

**○勝又委員**

移住の関係でちょっとお話を聞きたいなと思います。今の話にも関連するわけですけど、過去から9件ということで、おそらく移住の関係のサポート関係なんというのは、観光協会とかそういう時にほとんどお任せしているようなことなのかなと思いますけど、今その北移ネットをつくって、産業まつりにも店を出したりっていうような部分ですけど、この9件の方がほとんど北移ネットに入っているっていうような見解ではないのかな。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

そういったネットに入られている方も当然いらっしゃると思いますし、入られていなくて、清里のホームページや観光協会のホームページをご覧になって来られている方もいらっしゃると思いますので、いろんなパターンがあるのかなと。

**○村島委員長**

勝又委員。

**○勝又委員**

おそらく本州の方から来ると、やっぱり好きで来るわけですから、馴染んでいくのもすぐ馴染んでいくのかもしれませんが、入ってこられた方の幾分かのサポートっていうのは、移住を進める中では必要なことなのかなと思うわけですけど、サポートの関係とかで観光協会とも相当苦慮しているような部分ってあるような気がしますけど、そこら辺の実態については把握しておられますか。



**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

先程も申し上げましたとおり、どれぐらいの方が北移ネットの方に入られているかっていうのは承知をしておりますけれども、当然観光協会や北移ネットの方々のサポートを受けている方々が多いですし、そういった共通のものを持っている方々ですので、そういった部分で意見交換や交流をしているというような状況を聞いておりますが、私どものところにトラブルとかそういった部分は、特段今のところ無いような状況ではあります。

**○村島委員長**

勝又委員。

**○勝又委員**

移住を町で進めているわけなんですよ。そういう形で確かに観光協会が窓口ということなんですけど、今のまち・ひと・しごとの創生総合戦略、そこらも含めて人の流れとか、うちはかなり早くからその移住の関係については取り組んでってなると、それはある程度サポートするようなものというのはきちんと築いておかないと、どうぞ入ってください。入ってきた人間は勝手に住んでください。そういうことではないと思うんですよ。やはり僕らも元を返せば3代前から移住の集まりなんですけど、でもある程度定着するまでは、きちっとサポートするような形の体制っていうのは、必要でないかなと思うんですよ。町民とやっぱり馴染めるような形で、中にはもしかするとそれを拒否して、そういう煩わしさから都会から田舎にっていう方もいるかもしれません。そうであってもやっぱりきちっとある程度、言っちゃ悪いけど田舎には田舎のある程度の基本的ルールはありますんで、最低限のそのくらいのことは守ってくださいやというような部分で馴染んでいけるかいけないかっていう、サポート部分っていうのはきっと必要じゃないかなと思いますけど。そこについてどう考えているかなとお聞きしたいと思います。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

役場の方でも、この移住定住のうちのグループの中でも一人担当者を配置しております。観光協会と連携をしております。さらには東京や大阪、名古屋などでの移住フェア等につきましても当然うちの職員も同行しながら状況を把握したり、一緒になって相談を受けたりというような部分でございます。ただいま御指摘のとおり、アフターフォローについても、当然今後とも観光協会やその北移さん等々のからも話を聞いて、役場ができることもあろうと思いますので、そういった部分、行政とそういう団体と民間と一体となって、今後とも移住定住の推進を図っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

### ○村島委員長

他にありませんか。堀川委員。

### ○堀川委員

海外派遣事業についてですが、27年度は12名の子どもたちが、モトエカ町にニュージーランドに行きまして国際的な視野を広げる、そしてモトエカ町との交流を深めるということで事業が行われました。今現在34人の子どもたちがニュージーランドに行っているわけですが、ここまで人数が増えて、ホームステイが出来なくなったりですとか、モトエカ町の受け入れ側にもいろんな負担がかかるということで、そろそろこの事業も検討、あるいは見直しという時期がきているのかなというふうに考えるんですが、それについてお考えがあればよろしくお願いします。

### ○村島委員長

生涯学習課長。

### ○生涯学習課長（伊藤浩幸君）

今堀川委員御指摘のとおり、昨年度におきましては清里高校1年生12名、それから引率教員、職員含めて15名という人数でした。ただいま9月の9日から18日までの日程で生徒34名、それから先生が3名プラス職員1名ということで、38名の高校生を含めた海外派遣研修ということで行ってございます。御指摘のとおり人数が40名近くということで増えて、本年度におきましてはホームステイができずキャンプ場のようなトップ10パークというようなところに泊まっているということでございます。

ただ今回につきましても、モトエカ町との交流協会を通じまして様々な体験事業ですとか、高校のそれから本年度につきましてはモトエカの小学校の方にも訪問して交流を深めているところでございます。ただ今言われたとおり人数がこれだけ多くなりますと、モトエカ側の負担等もありますし、経費等の関係もございまして、高校の支援事業と含めまして、この社会教育事業であります高校生の海外派遣事業を含めまして、今後どういう体制で行くのが良いのか含めまして総体的に見直し検討を含めまして、今後行っていきたいというふうに考えてございます。

### ○村島委員長

よろしいですか。はい河口委員。

### ○河口委員

先程の勝又委員からの質問の中の一部で、こちらに移住された時にまっ先に役場の窓口に行くと思います。そこでいろんな一番大事なのはやっぱり自治会、その自治会とどう付き合うのかという関わり方って言いますか、いろんな情報を窓口から提供していただくと、最初にこちらに移住されたときにどういう形で町民との関わりを持つかっていう一つのプログラムはやはり必要かなと思いますので、ぜひ勝又委員言われたように、どうや

ってこの町に親しんでいけるかっていうプログラムはパターンとしてあった方が良いのかなと思います。そのまっ先の窓口が役場の窓口のなんだろうと思いますので、来られた方がいろんな情報を得るんでなくて、ぜひその窓口から与えられる方法も考えていっていただきたいと思います。

今来られている方がどう自治会と関わっているのかっていうのも、まず一つ必要なことなのかと思います。私のいる新町も新しい方が今度住まわれるわけですけども、その班の方がいろいろとこうやるのもやっぱり非常に必要なことなんだと思いますけれども、事前に情報を与えてあげるということも大変必要なことなんだろうと思いますんで、よろしくご検討の方、プログラムを作っていただければいいと思いますので、よろしく願いします。

#### ○村島委員長

企画政策課長。

#### ○企画政策課長（本松昭仁君）

ただいまお話をございましたとおり地域に溶け込むっていうのは、非常に最初はなかなか大変な部分もございます。うちの所管する課の中に自治会担当もおりますので、そういった部分は課の中でもしっかりと連携をとって、移住定住からその地域にしっかりと溶け込む生活で安心して暮らせるような展開をうちの役場行政サイドもしっかりと把握をしながら伝えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

#### ○村島委員長

よろしいですか。伊藤委員。

#### ○伊藤委員

先ほど堀川委員の方からありました高校生海外派遣研修事業に対する私なりの考え方なんですけれども、先ほどおっしゃられていました、確かに人数もかなり増え、財政的にもかなり厳しくなってくるっていうのは重々承知の上で今発言をしますが、今年度及び去年ですか、これから入ってくる中学生の子ども達、小清水及び清里でいろいろアンケートをした結果、この海外派遣事業に対する期待という部分がかなり大きかったと思っています。ウエイトもかなり高かったと思っています。そういうのも含めまして、見直し検討っていうのは絶対していただきたいなと思いますが、消極的な方向の検討ではなく、ある程度考えた上での検討を行っていただきたい。それだけ申し上げます。

#### ○村島委員長

生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（伊藤浩幸君）

ただいまの高校生の海外派遣研修事業の関係でございますが、委員からの御意見のとお

り、今後見直し、検討を行うわけでございますけども、この事業につきましては清里高校につきましてもモトエカ高校と姉妹校を結んでおりまして、本町におきましても、モトエカと姉妹都市を結んでいるところでございます。今消極的というようなご意見もありましたけども、そうならないように、この事業につきましては、清里町の将来の担い手となります高校生の研修ということで充実した研修にすべく、この海外派遣研修事業について見直しを図っていきたいというふうに考えてございます。

**○村島委員長**

よろしいですか。

**○村島委員長**

3目豊かな田園づくり事業費、45ページ。前中委員。

**○前中委員**

この豊かな田園づくり事業費なんですけれども、たしか景観駐車帯という事業だと思っておりますけども、購入費ということで、たしか26年度の中で購入をした経過がございます。その部分で当初は田園のまちづくり構想の中で、清里から札弦までのその導線の中で、ひとつプランの中で設置していきたいという大まかなガイドラインがあったんですけども、もうそろそろそこら辺の検討も次年度に向けた中でやはり実施していければなというものも、ひとつ期待しているところなんですけども。

現状はあそこを管理されている方は、回数的にもロータリーをかけたり緑肥だとかを蒔いたり、かなり細かに管理されている実態を見ているんですけど、どういう形であそこの利活用を図るのか、これは企画の中で、重々検討していただければと思いますので、その辺も今後の課題の中でとり組んでいただきたいと。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

今委員にお話の通り、あの地帯につきましては地域の方に管理をさせていただいている状況でございます。去年はキカラシを1回植えさせていただきましたけれども、今年度につきましては2回植えております。そういった部分も含めまして、当然地域の方々にはご努力をいただいている現状でございますので、今後どのような方法をとるか含めて、より効果的で景観が良いところでございますので、十分に熟慮しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**○村島委員長**

5項徴税費・1目徴税費、45ページ。

**○村島委員長**

6項戸籍住民登録費・1目戸籍住民登録費、46ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

7項選挙費・1目選挙管理委員会費・2目知事道議会選挙費・3目町長町議会議員選挙費、46ページ～47ページ。一括で審査願います。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

8項統計調査費・1目各種統計調査費、47ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

9項監査委員費・1目監査委員費、47ページ～48ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

10項地域振興費・1目地域振興対策費、48ページ。池下委員。

**○池下副委員長**

地域振興対策費の中で、神の子池の外周工事請負費について、木道を作ったことによりまして、池が濁ったりするってことは、かなり少なくなったんじゃないかなというふうに思います。観光客も、より一層きれいな池を見ることができるというふうになったと思われませんが、毎年神の子池に対しては、6万人とも言われる観光客の人たちが訪れ、こういうことを考えた場合、池まで行く道路、それから池のすぐ隣にあるトイレ等の今後の整備というのは、どういうふうに考えているのか。そこをお伺いしたいと思いますが。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

神の子池周辺の整備ということでございますけども、御案内のとおり、あの周辺、今摩周国立公園の名称変更要望に伴いまして、神の子池周辺も場所の拡張の領域に入っているということでございます。さらに、ただいま今年度行っております観光計画の部分の1つの重要な柱ということにもなってございます。いろんな部分を含めまして、今後どのような形をとるのが良いのかということで、内部で検討したところでございますし、周辺に行くまでの道路につきましても、網走南部森林管理署やいろんな関係機関とただいま協議をしているところでございますので、より良い方向を導きだしたいということもございますのでご理解いただきたいと思います。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

課長答弁の中で、国立公園が阿寒摩周となるということで、神の子池はうちの町にとっては大事な観光客が一番訪れるんじゃないかなというエリアだというふうに私も理解しております。観光地としてやはり国立公園の問題もありますし、それから美しい村連合に加盟申込しているってことを考えますと、交流人口を増やすという観点に立った時には、もう少し清里町を訪れる人の立場になって、すべて物事を考え進めていくのがベターかなというふうに思うんですが、今検討中ということですので、是非うちの町の名に恥じないような観光部署の1つにして、6万人が、8万人、10万人と来るような箇所になり、そして清里町の交流人口も増やして、そして清里町の魅力あるところをたくさん見に来てくれる人がいるということ、前提において物事を進めていってほしいと思います。よろしくお願いします。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

今、委員御意見いただきました。訪れる方の立場を受け入れながら、お話しいただいた部分を十分に考慮して、この後の観光政策につなげていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

**○村島委員長**

全体を通して質問漏れはありませんか。ありませんか。無いようですのでここで、説明員が交代となりますので暫時休憩いたします。10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時 39分

再開 午前10時 45分

**○村島委員長**

それでは、再開いたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、48ページから50ページ。池下委員。

**○池下副委員長**

50ページの臨時福祉給付金事業についてお伺いしたいんですが、計画が850人ということで、実績が451人と計画の実績が半数なんですが、高齢者の暖房費と同じですが、申請制度という括りは、理解できますけども、もう少し何とか率を上げるような策はないのかと思いますが、いかがでしょうか。

**○村島委員長**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（藺部充君）**

臨時福祉給付金につきましては、数度となく行われておりまして、この事業につきましては町が見込みました対象者につきまして、申請者の数が少ないということで、以前にもお話をいただいています。町といたしましては、対象の方々が知らないということには無いようにしたいということで周知には努めてまいりました。平成27年度の臨時福祉給付金につきましても、7月から12月いっぱいまでの6ヶ月の事業でありましたけれども、この間に広報、お知らせ版合わせまして5回ほどの周知を行いました。それからなかなか制度そのものの理解が難しいであろう介護保険等を利用されている方につきましては、訪問介護をされている方につきましてはヘルパーさんに制度の説明をしていただいたり、あるいは申請の手伝いをいただいた。あるいは、ケアマネジャーが、毎月1回は、訪問するわけですので、そのタイミングにおいても制度の説明をしていただいたり、ということを行ってまいったわけでありまして、さらには民生委員さんにも町からお願いをしまして、制度の周知をいただいているということで全く知らなかったということはないんじゃないかなというふうに考えてございます。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下委員**

たしか26年度は、清里商品券で1万円の給付というふうに理解したんですが、今年は6千円というふうになっている。これどういう理由で変わったんですか。

**○村島委員長**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（藺部充君）**

臨時福祉給付金につきましては、国の事業でありまして、町が補助を受けながら行っておりますので、現金で口座振込で給付でございます。それからおっしゃったのは、高齢者等の暖房費等支援事業のことではないかと思いますが、これにつきましては、清里商品券の方でやらせていただいております。これにつきましても平成27年度の事業につきましても、期間が若干短いために、広報での周知は3回ですが、ヘルパーさん、ケアマネジャーさん、民生委員さんに周知をいただいて、行っているところでございます。

**○村島委員長**

よろしいですか。

2目障害者自立支援費、50ページ～51ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

3目福祉サービス事業費、51ページ～52ページ。河口委員。

#### ○河口委員

この中で交通弱者支援サービス事業が組まれていて、実績はゼロですということで、数字で押さえていないのですが、交通弱者という考え方は、今現在必要ないってということになるのかの見解はどうなっているのでしょうか。

#### ○村島委員長

保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長（藺部充君）

交通弱者につきましては、バス路線の廃止になった路線の沿線の方でありまして、スクールバスを利用いただいている訳ですけども、その運休日、夏・冬休み等その間の代替と言いますか。対応としてハイヤーを利用した場合については、一部を助成させていただくというような事業でありまして、対象の中には路線バスを利用していた方で、本人及び家族に交通手段のあり方という条件もついてございますので、実績がなかったということでご理解をいただきたいと思います。

#### ○村島委員長

よろしいですか。進みます。老人福祉費、52ページから53ページ。池下委員。

#### ○池下副委員長

老人福祉費の中の介護老人保健施設きよさとの運営事業についてお伺いしたいと思いますが、計画では入所者数の定員が、70名ということになっております。26年度は、66.9人。27年度が65.5人というふうに説明書に載っているんですが、たくさん入所希望の方がいる中で、満床になっていない理由というのがわかれば、課長答えられる範囲で結構ですでお聞かせ願いたいと思います。

#### ○村島委員長

保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長（藺部充君）

老健の入所実績の目標に届かなかった大きな原因としまして、入院施設からの入院が多く発生した。これにつきるわけであります。老健の管理者である医師の判断に基づいて、入院ということになりますと、それは当然ながら、提携する病院のほうにお願いせざるを得ない。その間、実は収入は無い訳ですが、ただ施設に入所された方においては、在宅で生活が支障があつての入院ですので、入院中の利用者さんのベッドを使ってしまうと、退院後の戻る場所がなくなるということで、施設としては空けて待たざるを得ない。当然ながらその間、ある一定程度の期間が見込めるようであれば、ショートステイとして利用させていただくとかそういう努力はしておったわけですが、結果としてこのような数字となってしまうということであります。



今現在これから先に向かってということでありませけれども、7月から新体制になりました入所の状況としましては、入所定員数は70人プラス、ショートステイで72人ということでありませけれども、今現在は入所の方は68人で、そのほかに1人入所されていたんですが、骨折で入院された方がいらっしやいます。この方も既に病院の方でリハビリテーションが進んでいるということで、今月中には戻ってきていただけるのかなということを知っております。それで69人。1つの空きについては今入所調整が進んでいるということで、その1つの空きについても今月中に入所という予定になってございます。それからショートステイのほうは、現在も予定をされているということで合わせて今現在が入院を除くと70人。それで戻ってきて71人。入所の調整中の方が入っていただくと72人ということで、今月末に向かって回復ということございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

やはり、入所が少なくなれば、当然介護収入分は数字にあらわれるわけで、27年度は3億140万というふうになってはいますけども、入所のことありますけども、老健きよさとのほうでは、看護師とか介護士とか非常に少なくて大変だという話も知っておりますが、その辺の職員に関しては、いかがですか。十分、今は対応できる体制になっているんですか。

**○村島委員長**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（藺部充君）**

職員数が非常に少なくてというのは若干語弊があるかというふうには思ひますが、欠員等がでましたときに補充するのは、資格職の確保の困難さって皆さん御理解いただいております。指定管理受託者であります社会福祉協議会は苦勞されていますし、大変な努力をされています。ですが、その努力の甲斐がありまして、今年度に入りまして支度金制度の見直しといったこともやっただきました。その効果が表れまして、7月、8月と新たな採用に結びつきまして、今現在としては十分な経営上、サービスを提供するに必要な数になった状況でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

**○村島委員長**

よろしいですか。他にありませんか。

**○村島委員長**

5目国民年金事務費、53ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、53ページから54ページ。池下委員。

**○池下副委員長**

子育て支援の関係でお伺いしたいと思いますが、補助金で600万以上出ておりますけれども、計画どおりの実績というふうになっておりますが、一人ひとりの申請制度ということをとっているのでしょうか。

**○村島委員長**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（蘭部充君）**

今の子育て世帯臨時特例給付金のことでよろしいかと思いますが、これにつきましても先ほどのご質問いただきました高齢者等の臨時福祉給付金と同様に国の事業でありまして、消費税の10%課税前の経過的な措置ということで行っておりますが、この事業の対象者が、児童手当の受給者ということで、対象者が限定されていまして、児童手当等の手続の際に、周知ができるということもありまして、これについてはほぼ100%の受給というふうに考えてございます。

**○池下副委員長**

このことに関して、後日、直接お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○村島委員長**

2目保育所費、54ページ～55ページ。

**○村島委員長**

3目子育て支援センター費、47ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

全体を通して質問漏れはありませんか。無いようですので、ここで説明員が交代となります。暫時休憩いたします。

（説明員交代）

**○村島委員長**

再開いたします。4款衛生費・1項保健衛生費・1目保健衛生総務費、56ページ～57ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

2目予防費、57ページ～58ページ。堀川委員。

**○堀川委員**

各種検診事業の方で200万円の減額。予防接種事業の方で100万円の減額ということですが、これは受診希望者が少なかったということによろしいですか。

**○村島委員長**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（藺部充君）**

まず健診の方につきましては、多くの方に受けていただけるように予算措置しておりますけれども、そこまで及ばなかったということになります。予防接種につきましては定期予防接種、町が予防接種を行う義務がある者につきましては、予防接種の接種率は高く推移しておりますけれども、任意のものにつきましては、希望に応じてということになっております。これにつきましてはいろんな周知をおこないながら、なるべく多くの方に接種をいただけるように努力をしてみたいんですが、こういった結果ということでご理解をいただきたいと思います。

**○村島委員長**

堀川委員。

**○堀川委員**

計画と実績を見ていると、かなり計画の方に近づいてきてはいますが、健康寿命を延ばすためにも、このような検診事業は広く受けてもらうための啓蒙活動ですとか、PR活動というのが非常に重要になって来ると思いますので、その辺の啓蒙活動等しっかりやっていただきたいと思います。

**○村島委員長**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（藺部充君）**

委員おっしゃるとおりでございます。これまでも周知等につきましては努力してまいりましたけども、いろんなアイデアを取り入れながら、より多くの方に接種をいただけるように努力してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

**○村島委員長**

他にありませんか。良いですか。進みます。

**○村島委員長**

3目各種医療対策費、58ページから59ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

4目環境衛生費、59ページ～60ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

5目保健福祉総合センター費、60ページ～61ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

2項清掃費・1目清掃事業費、62ページ～63ページ。池下委員。

**○池下委員**

清掃事業費のごみ処理事業に関してお伺いしたいと思うんですが、参考までにお伺いしたいと思うんですが、現在札幌の方で、ガスボンベの回収ということで話題になっておりまして、清田区で穴を分けなくて、そのまま燃えるごみとして出しているということがニュースになっております。ただ札幌全域ではまだ缶に穴をあけて燃えないごみとして出してください。燃えないごみとして、穴をあけなくて出したことによって、火災等がすごく多いということで報道されておりましたけども、当町は現在どういうふうに回収しているのか。また今後、何らかの改善する予定は考えているか。その辺ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

**○村島委員長**

町民課長。

**○町民課長(河合雄司君)**

ただいまのごみの中のガスボンベのスプレー缶等の問題だと思いますが、こちらに関しまして、現在当町におきましては、一応完全に使い切っていて、ガスを出していただいて、穴をあけて出していただきたいと、こういうふうに広報等で周知しているところでございます。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

今後そのままいくというふうに捉えてよろしいですか。

**○町民課長(河合雄司君)**

回収方法等については委員からもありましたとおり、他市町村において穴をあけない方法が取られていまして、十分検討が必要と思っておりますが、まず使い切っていて、これが一番大事だと思っておりますので、当面は今のままでと考えてございます。

**○村島委員長**

よろしいですか。ありませんか。

**○村島委員長**

全体を通して質問漏れはありませんか。前中委員。

**○前中委員**

予防費の中ではありますが、最近はしか感染ということで未接種の問題、たしか現状で26歳から32歳の間はどうも空白ということで、今新聞等で騒がれているんですけども、本町においても当時の未実施の児童があったかなと思うんですけども、そこら辺母子手帳には記載等と書いてあるんですけども、その辺の認識や情報は保健福祉課では押さえているのか。もしあるのであればその辺を聞かせていただきたい。かなり致死率の高いもの等、感染率が上がる。2回接種でしたか、そういうような中で1回接種のまま終わっているという実態。実際問題、私の子どもも1回だけで2回目接種を受けてくださいとか、学校のほうから依頼受けた件があったんです。そこら辺、その情報認識があるのか、ないのか。ちょっと解る範囲で。

**○村島委員長**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（藺部充君）**

未接種情報について、誠に申しわけありません。情報を持っておりませんが、2回接種につきましては国の指導でありまして、5年間かけて年齢の高い層での実施をやっておりますので、そこについては100%実施できていると思っております、過去の未実施というところ、今、データを持っておりません。調査いたしまして別な機会でご報告させていただきますと思います。

**○村島委員長**

ほかにありませんか。

無いようですので、ここで説明員が交代となります。

（説明員交代）

**○村島委員長**

再開いたします。先ほど、前中委員からの質問に対し説明があります。産業建設課長。

**○産業建設課長（藤代弘輝君）**

先ほどの総務費の中の町有管理費の中で、前中委員から御質問のありました町有林の新植事業費にかかる当初予算と実施の部分の差額についての説明ですが、当初予算としている871万5千円に対して、面積として10.74ヘクタールを予定していました。それが実施に伴いまして6.15ヘクタールと減っている。その面積による差が減額の439

万8千円となっております。

この面積が減った理由につきましては、伐採箇所を再度発注時点に確認いたしまして、部分的に天然林更新が望ましいという部分の面積と斜面の斜度がきつくて危険な箇所があると、その部分の面積を減額した部分がこの面積の差となっております。

○村島委員長

よろしいですか。

5款、農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費 64ページから65ページ。

○村島委員長

2目農業振興費、65ページ～67ページ。勝又委員。

○勝又委員

農林水産業の農業振興費の中の生産性品質向上対策事業振興費助成ですけど、この中の計画実績対比見ると、緑肥堆肥0になっているし、緑肥は半額ぐらいになっている。この理由はどうなっているのか。

○村島委員長

産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

この部分の実績に対する減額の理由につきましては多面事業への振りかえが理由となっております。

○村島委員長

よろしいですか。

○村島委員長

3目畜産業費、67ページ～68ページ。

○村島委員長

4目農地開発事業費、68ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

5目道堂整備事業費、68ページ～69ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

6目清里地域資源活用交流促進施設費、69ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

7目札弦地域資源活用交流促進施設費、69ページ～70ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

8目町民活動施設費、70ページ～71ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

2項林業費・1目林業振興費・2目自然保護対策費、71ページ～72ページ。一括審査をお願いいたします。

**○村島委員長**

全体を通して質問漏れはありませんか。勝又委員。

**○勝又委員**

全般ということですので、道営の事業なり農地開発にも関連するのかなと、また農業振興費にも関連するんじゃないかなと。先の台風によって農地がかなり水害にあったということで、うちは大きな壊れるような被害は余り目立たなかったわけですが、100年に1度と言いますが、最近頻繁におきて、100年に1度が意外に身近な災害になってきているかなと感じる次第です。

その中で恐らく認識があると思いますけど、まずその土地改良の関係ね。いまだに入れないような畑も清里の下のほうに散見されるような部分があります。そのことも含めて今後とも道営事業なり、土地改良事業、暗渠、明渠そういう部分の整備というのは、取り進めていっていただきたいなとそう感じる次第ですけど、再度そういう部分での認識あるかと思いますが、お伺いしたいなと思います。

**○村島委員長**

産業建設課長。

**○産業建設課長(藤代弘輝君)**

道営事業につきましては、今年で完了いたします清里地区にかわりまして、また新たな計画をしております。それにつきましてはアンケート調査を実施して、現在聞き取り調査を行った段階で、いろいろ要望を聞かさせていただいておりますので、中でなるべくその要望を反映できるような事業展開をしていきたいと考えております。

**○村島委員長**

ほか、ありませんか。

無いようですので、ここで説明員が交代になります。暫時休憩いたします。

(説明員交代)

### ○村島委員長

再開いたします。6款商工費・1項商工費・1目商工振興費、72ページから73ページ。勝又委員。

### ○勝又委員

商工振興費について質問したいと思います。過去より商工会に対していろんな形で、町の賑わいだとかを取り返すべく、いろんな形での取り組みをしているわけですけど、なかなかそのことの効果が目に見えた形で見えていないのが実態ではないかなと感じるところでございます。その中で、どうしたらという部分もあるわけですけど、なかなかこれといった方策がないわけで、クリアされた形での予算結果に終わっている部分なのかなとも感じる次第でございます。

その中で、当初予算的にも幾分か注文をつけたような部分があったわけですけど、今までどおりのことをこれからもずっとやっていて本当に良いんですかっていう部分だと思うんです。ある程度効果が望めないとなったときには、やっぱりいろんな形、違う形の方で違う取り組みをしていかなくちゃいけないということが、恐らく眼の先に来ているんじゃないかなと思います。

昨年、総合戦略そして総合計画の後期の5年の計画が立てられたわけですけど、その中においても言葉はいろいろ変わりますが、町の賑わいとか、市街地の活性化とかそういう部分について触れている部分というのは、あるような気がするわけなんですけど、まち・ひと・しごと、町をつくり、仕事をつくり、人をつくりという部分で、いろんな形で移住を進めたりっていう形の取り組みをしても、いかんせん買い物できるような町の状況になってないとか、そんなことで本当に人が住むような町になるのか。まして、現在の自分達自体が買い物、確かに車で走って買い物に行ける人は良いですよ。そうでない限り、年寄りの普通の買い物とかそういうものもままならないような状況の中で、もう少し商工振興という部分での振興事業費の予算見直しとか、そういうような部分のことを考えていくべきではないかなと思うんですけど、そこについてどう考えるか、お伺いしたいなと思います。

### ○村島委員長

企画施策課長。

### ○企画政策課長（本松昭仁君）

勝又委員のご質問にお答えをさせていただきます。商工会事業につきましては、単純にいく問題ではなくて、なかなか難しい部分があろうかなというふうに思います。

町といたしましても今まで商工会振興事業にかかる様々な事業につきまして、補助をさせていただいたところでありまして、プレミアム商品券補助でございますとか地域振興券の発行でありますとか、そういう購買力を生むような事業展開もしてきたところがございます。一方勝又委員御指摘のとおり、それが全体に波及効果を生んでいるかどうかというような部分は若干弱い部分もございますので、今後、商工会事務局や関係者とさらに十分な協議をしながら意見も伺いながら、来年度予算で反映できるものは反映をしていきたい



というふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

**○村島委員長**

勝又委員。

**○勝又委員**

相手のいる事で十分協議の上ということで、これは春にも加藤議員の方からの質問から答弁いただいたわけですから。そういう部分で十分協議された部分かなと。その結果として十分かなと思ひていますが、さらに協議を進めてということですが、一般質問などでも河口さんが利益という部分で、僕も確かにきちっと利益につながるような、ただそれが端的に金銭に限らず、やっぱりみんなが持つ意識として揃える部分での利益、そういうものをきちんと大事にしていけるような、根本的にこの商店街活性化ってまちづくりですよ。そういう部分でトップに立つ人間が、町に対して1つの思いを持って、町をつくっていくんだぞというものは、商店街活性化とか町並みの活性化、また賑わい再生とかそういうことに現れてくるものかなと思ひてますよ。もう一度相手側とも十分協議した上で、町をどういうふうにしていくんだ、この町並みをどうやって、どうしていくんだということきちっと話さない。どんどん僕の同級生も今年やめましたけど、どんどん歯抜けになっているんじゃないかなと思ひてますよ。きちっと町の機能を失わないで、外からも安心して住んでいけるようなまちづくり。そういうものを1つ目指していただきたいなと。そのように注文したいところでございますけど。

**○村島委員長**

副町長。

**○副町長（宇野充君）**

勝又委員の総括みたいなご意見でありますけれど、おっしゃるとおり、商工会の関係まちづくりだと認識してございます。今後も町の呼びかけで各界の代表者が集まる機会もございまして、真剣になって皆さんで討議をして、協議をしていって今後の商工会まちづくりについて、どういうふうにか考えるか真剣にか考えていきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**○村島委員長**

良いですか。池下委員。

**○池下副委員長**

商工振興費、中央商店街に対しても補助金というのは出してございまして、今勝又議員が言ったように、まちづくりは本当に大変だなというふうにお思ひますが、実はきよ～るが、あっちに新しくオープンしまして、非常にあのエリアで様々なイベント等がまちの補助金も使いながら、樽祭も行いながら非常にエリアが賑わっていると。しかし反面、町の中はなかなか賑わいが戻ってこないというのが現実かなというふうにお思ひますが、この部分

に関して、1箇所だけ賑わっていても、何と言いましょか。町の中にさっぱり連動した形で盛り上がってこないというのが現実で、何とか観光協会もあちらに移った中で、街中の商工会、中央商店街と連動した形で、町の中を活性化していく。

先ほど副町長がおっしゃったとおり、様々な会議を設けながら、今後進めていくということをおっしゃったので、是非本町の町中を活性化されて賑わいを取り戻すことが、当町の最大のこれからの1つの課題なのかなというふうに捉えておりますんで、それに十分踏まえた上で会議等もどんどん町側からの提案もしていただきたいというふうに私は思います。よろしくお願いたします。

**○村島委員長**

副町長。

**○副町長（宇野充君）**

今後の各会議においてそういったことも頭の中に置きながら、協議をしていきたいというふうに考えてございます。

**○村島委員長**

よろしいですか。進みます。

**○村島委員長**

2目観光振興費、73ページ～76ページ。伊藤委員。

**○伊藤委員**

大変勉強不足でちょっとお伺いしたいことがございます。74ページの緑清荘管理運営事業費及びパパスランド管理運営事業費。この中にございます特殊建築物定期報告書作成業務委託料というもの、これはどういう性質のものなのか。参考までにお聞かせいただきたいと。

**○村島委員長**

副町長。

**○副町長（宇野充君）**

今、資料は持ち合わせておりませんが、特集建築物定期報告書というのは、3年に1度不特定多数が集まる例えばホテルとかそれからデパートとかそういったものが特殊建築物として羅列されているんですけども、それに対して例えば安全ですか、いろんなところの検査をして国の方に報告する業務でございます。

**○村島委員長**

伊藤委員。

**○伊藤委員**

わかりました、ありがとうございます。その中で説明書のほうには、今回計画、実績という形で載っているんですが、私ちょっといなかったものですが、平成27年度の当初予算の方にはこの項目が載っていませんでしたが、今お話聞いている性質上、普通にあっておかしくなかったのかなと思っているんですが、ちょっとその辺聞かせください。

**○村島委員長**

副町長。

**○副町長（宇野充君）**

法律が変わりましてですね。6月の補正でたしかこの特殊建築物の調査料を提案しているところでございます。丁度狭間になっているところでございます。

**○村島委員長**

ほかに。堀川委員。

**○堀川委員**

裏摩周展望台管理、神の子池管理、その他観光施設管理ということで、この中でも特に神の子池、そしてさくらの滝については、ここ数年、物すごく人が訪れてきているわけがあります。7万人近い観光客が平成27年度でも来ている統計があります。その中においても神の子池、さくらの滝を有効利用していかなければならないと考えます。

そのためには、この神の子池ですと20万円そこそこ。今年度28年度予算で29万そこそこというような予算で動いているわけですが、7万人からの観光客が訪れるこの場所で何も清里町のPRをしないと非常にもったいないことだと思っています。清里町をPRするパンフレットですとか、清里町のイベントですとか、特産品、あるいは移住定住についてのPR活動なんかをこの場所で有効的にするためには、30万円そこそこのお金の使い方では非常に心もとないですし、今後ほかのところへ、人の流れをつくるという意味も含めて、いろんな意味でもうちょっとお金をかけるべきの観光地だと考えていますが、その辺について何かお考えがあればお聞かせください。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

ただいまの堀川委員の御意見のとおり、事業費につきましては神の子池の管理事業費が20万円。裏摩周が70万ぐらいということになってございます。今後の展開につきましては、先ほど答弁をさせていただきました、ただいま観光計画の策定をしております。その観光計画の策定の協議の中でも、神の子池については、当然その清里の観光の軸となる部分ということでもあります。この神の子池をどう軸として展開していくのかというような部分を協議しているところでございます。

以前に堀川委員のほうから、お話がありました、例えばそこにパンフレット置き場をつくってパンフレットを置くとか、さまざまな方法があるかなというふうに思っております。今後観光計画策定の中で十分そのことを軸に置きながら、そこから交流人口がうまく回るように神の子池周辺のどういうふうにあるかという部分を進めていくかという部分を詰めていきたいというふうに思います。またその内容についても、所管の委員会等について報告させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

#### ○村島委員長

堀川委員。

#### ○堀川委員

是非、清里町の観光パンフレットですとか清里町のPRにつながるような有効的な利用を神の子池、さくらの滝、裏摩周、その他の観光地で出来るように、知恵を絞っていただきたいと思います。

先ほど清里町観光計画策定の話がでましたけれども、これからの清里の観光を考えていく中で、清里町単独ではなしに他の斜里町ですとか、小清水あるいは阿寒摩周国立公園内の連携ということも考えていかなければならないというふうに思うんですけども、先日小清水町とアウトドアメーカーのモンベルが連携協定を結びましたけれども、今後は各町村との連携に加えて、各さまざまな企業との連携というのも模索しながら、清里町の観光というものを広い目で考えて捉えながら進めていただけないのかなとそういうふうに考えているところです。モンベルと小清水との連携によって、清里も含めたこの東オホーツク地域にいろんなイベントですとかアウトドア大会ですとかそのようなものが来る可能性が広がってくると思いますんで、是非とも小清水を含めた斜里郡3町あるいはもうちょっと大きな意味での網走から東オホーツクという広いエリアの中での観光、その中で清里がどんなような役割を示していけるのかっていうことを考えていく中で、これから予算の配分という中では、その辺の調査ですとか連携を探るといふ動きのために予算も使って、傾斜的に使っていかなければならないんじゃないかとそのように思いますんで、よろしく願いしたいと思います。

#### ○村島委員長

企画政策課長。

#### ○企画政策課長（本松昭仁君）

委員の御意見のとおりというふうに思っています。広域につきましては、御案内のとおりただいま阿寒摩周国立公園の協議会を立ち上げて、11市町で連携を深めながら、地域の広域的な観光戦略について協議をしているところでありますし、知床圏につきましても同様の広域観光を進めてございます。ただいまお話がありました民間企業との関係でございますけども、本日の朝刊でも、それから先日の朝刊でもございました小清水町がアウトドアメーカーのモンベルと協定締結を結んだということでございます。小清水町にはラムサール条約登録地の濤沸湖などがありまして、そういった部分がモンベルとの協定締結に

つながって行ったのかなというふうに思っておりますけども、このモンベルという部分も相当アウトドアでは有名な認知度の高い企業でございますので、民間の力を借りて観光振興を進めるという部分では1つの方策かなというふうに考えてございます。当町としましても、こういった部分を勉強させていただいて、その民間の活力も含めながら、広域の観光を今後とも観光の柱の1つとして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御支援をいただければというふうに思います。

**○村島委員長**

よろしいですか。それでは他ありませんか。勝又委員。

**○勝又委員**

74ページのパパスの管理運営の事業費の中の機械の借上げ料。173万8千800円ですか。これはおそらくポスレジですね。余り安いもんじゃなかったように気がするんですけど、債務負担行為で。そのことは良いんですけど、その効果なものが、どれだけ利用されてどういう利用の仕方があるのかなと教えていただきたいと思っています。

**○村島委員長**

総務課主幹。

**○総務課主幹（梅村百合子君）**

ただ今の機械借上げ料につきましては、委員おっしゃるとおり、ポスレジのリース料でございます。債務負担行為としまして、平成25年から29年の11月ということで契約をして使用しているものであります。使用方法につきましては、現在農産物等仕入れておりますので、その方々と連携のもとに、どのような方法が良いのかを今一度検討して有効活用に向けてやっているとございまして、ご理解いただきたいと思います。

**○村島委員長**

勝又委員。

**○勝又委員**

今の答弁だとすると、まだ利用の方法は見出せていないという見解なのかな。これから利用の方向を見出していくって。債務負担行為のこれ5年間で結構な金額ですよ。当初もそんな高いレジが本当に必要なのかなと思うような部分がありながら決めていたような部分があるわけですけど、実際に僕もパパス行ってみましたけれど、かなりの機能がついているような感じのもので、利用しなければ、カシオの3万円位の計算機で十分ですよ。そのことも含め、きちっとその利用方法を見出して早く利用するような形をとったらいかがかなと思いますけど。

**○村島委員長**

総務課主幹。

○総務課主幹（梅村百合子君。）

利用につきましては現在の売上品目の管理ですとか、いろいろやっているんですけども今のポスレジの能力を全部使い切っているわけではないということでご理解いただきたいと思います。

○村島委員長

よろしいですか。

○村島委員長

3目オートキャンプ場費、76ページから77ページ。

○村島委員長

4目江南パークゴルフ場費、77ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

全体を通して質問漏れはありませんか。無いようですので、ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○村島委員長

再開いたします。7款土木費・1項道路橋梁費・1目道路橋梁費、78ページ～79ページ。

○村島委員長

2目道路新設改良費、79ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

2項都市計画費・1目公園費、79ページから80ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

3項住宅費・1目住宅管理費、80ページ～81ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

2目住宅建設費、81ページ～82ページ。

（「質疑なし」との声あり）

○村島委員長

全体を通して質問漏れはありませんか。それでは、説明員交代となります。暫時休憩お願いします。休憩中に消防費の審査を行います。

(休憩)

○村島委員長

8款消防費・1項消防費・1目消防費、82ページ。

○村島委員長

よろしいですか。なければ以上で消防費を終わります。

○村島委員長

休憩前に引き続き、審査を再開いたします。9款教育費・1項教育総務費、1目教育委員会費、82ページ～83ページ。

○村島委員長

2目教育諸費、83ページ～85ページ。

○村島委員長

2項小学校費・1目学校管理費、2目教育振興費、85ページ～89ページ。一括審査をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

3項中学校費・1目学校管理費、2目教育振興費、88ページ～89ページ。一括で審査願います。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

4項社会教育費・1目社会教育総務費、89ページ～90ページ。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

2目生涯教育費、90ページから92ページ。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

3目生涯学習総合センター費、92ページ～94ページ。

○村島委員長

4目図書館費、94ページ～95ページ。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

5項保健体育費・1目保健体育総務費、95ページ～97ページ。

○村島委員長

2目トレーニングセンター費、98ページ。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

3目町民プール費、98ページから99ページ。

(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

4目スキー場管理費、99ページ~100ページ。

○村島委員長

5目学校給食センター費、100ページ~101ページ。

全体を通して質問漏れはありませんか。池下委員。

○池下委員

学校管理ということに関して、御質問の中で給食に関する質問をさせていただきたい。現在少量の補助金等を出しながら運営しているわけなんですけれど、今後、義務教育課程まで、給食費の無料化等はどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○村島委員長

生涯学習課長。

○生涯学習課長(伊藤浩幸君)

ただいま御質問の学校給食費の負担軽減の観点からというふうに思いますが、現在本町におきましては、平成26年4月でしたか、消費税アップの時にあわせて、また材料費の高騰もありまして15円ほど給食費の賄い材料費が上がったわけでございますけど、それについては据え置いて、今のところ保護者負担軽減を図っている状況でございます。

今後の更なる負担軽減の関係につきましては近隣町村、小清水町では無料化、その他の町村についても無料化なり、半分を負担軽減するという話も聞いております。今後まだ教育委員会としては方向性が決めておりませんが、関係機関とも相談しながら、給食費の関係については検討もしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○村島委員長

池下委員。

○池下委員

当町に関しては、全体的に子育て支援ということで様々な支援を行っています。よその市町村には、負ける事のないぐらいの支援を行っておりまして、特に医療費の問題とか高校生まで無料化というふうにやっています。小清水町は無料化にしておりますけれども、当町もそういうふうなことを進めていく上で、まず財源の問題もあろうかと思うんですが、今後、教育委員さんも入れた中で協議を行ってもらい、ぜひ無料化に議論を進めていって欲しいなというふうに思います。その辺はよろしくお伺いしたいというふうに思います。



**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

今池下委員から言われた関係、経費の負担の関係でございますけども、今後どういう形がとれるか様々な機関と教育委員さんも含めまして検討の方進めていきたいというふうに思っております。

**○村島委員長**

よろしいですか。池下委員。

**○池下委員**

参考までにお伺いしたいんですが、給食センターから保育所・幼稚園等ひっくるめて高校まですべて配食していると思うのですが、1日どのくらいの数で年間に換算すると全体の金額がどのくらいになっているのか。御参考までに教えていただきたいというふうに思います。

**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

現在、小学校・中学校・幼稚園・町立保育所等に調理の方をしまして、配食をしておりますけども、平成27年度の実績で申しますと1日平均で、調理食数が488食ということで調理をしております、年間では約9万7千食調理しているところでございます。金額につきましては、平成27年度賄い材料費の関係でいきますと2千400万円ほど、賄材料費の方にかかっているところです。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下委員**

今の説明を聞くと、賄い材料費2千400万ということですが、488食というふうになっているんですが、これ保護者負担というのは、1ヶ月に4千円前後位に聞いておりますが、全体金額でいうとどのくらいの金額になるのか、親が負担していく部分に関して。

**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

保護者負担の総額でございますけども、給食費の負担としまして約2千100万ほど負

担していることとなります。

**○村島委員長**

よろしいですか。ほかに。河口委員。

**○河口委員**

小学校費の小学校学校管理費の需用費金額の中で1千943万2千円のやつで、不用額は499万3千円。かなり金額大きいのですが、何が要因か。

**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

小学校費の不要額の関係でございますけども、需用費でございます燃料費で約330万、光熱水費で100万ということで、不用額の方が出ている状況でございます。

**○村島委員長**

良いですか。ありませんか。前中委員。

**○前中委員**

給食費関連でお伺いしたいんですが、給食費の徴収方法。欠食等々があるものですが、会計上の話になるんですけども、年度がわり進級する、あるいは3月末の中で給食費徴収の処理。これらは年度内処理をするのか、次年度に向けての処理にするのか、そこら辺の会計処理の仕方が解らないです。給食会計はどのような形で、なっているのか。

なぜかという、今年度は町長の方針のなかで清里高校の給食費の支援という形で同じように給食提供が始まるわけです。その中でやはり給食会計というのは、学校の教職員が徴収義務を発生させている中でやっているのか、どのような形になるのか、その徴収の方法と絡めて経理の仕方をお聞かせ願えたら。

**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

給食費の関係徴収の関係でございますけども、口座振込の方法と現金での徴収方法と2つありまして、ほとんどの方が口座振替で対応している状況でございます。給食につきましては、年度内処理ということでだいたい1月か2月に実績、それから今後の見込みも含めまして、その中で調整をさせていただきながら年度末出納閉鎖までに給食費の関係については整理して、その年度内で会計処理を動かしている状況でございます。

**○前中委員**

高校も同じような徴収方法ですか。

**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

高校関係につきましても同じような徴収方法とさせていただきまして口座振替、また、一部には現金の方もおられるということで、2通りで徴収をしているところでございます。

**○前中委員**

ほとんどの方ということはすべて口座振替でない事案もあるということで、良いんですね。現金徴収もある。この現金徴収の受領関係は誰がしているんですか。学校の先生がすべて現金を預かっているんですか。そこらへん。

**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

現金については町が責任をもって徴収をしているところでございます。

**○村島委員長**

よろしいですか。ほかに質問漏れありませんか。  
ここで説明員交代となります。暫時休憩いたします。

**○村島委員長**

それでは、次に移ります。10款公債費・1項公債費・1目元金・2目利子、101ページ。一括審査でお願いいたします。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

11款予備費・1項予備費・1目予備費、102ページ。

**○村島委員長**

12款災害復旧費・1項災害復旧費・1目10.8災害復旧費 102ページ。

**○村島委員長**

質問漏れはありますか。無いようですので、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

（説明員交代）

○村島委員長

それでは引き続き、一般会計歳入の審査に入りたいと思います。1款町税、10ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

2款地方譲与税、10ページ～11ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、11ページ。一括で審査お願いいたします。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金、11ページ～12ページ。一括で審査願います。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

9款地方交付税、12ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

10款交通安全対策特別交付金、12ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

11款分担金及び負担金、12ページ～13ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

12款使用料及び手数料、13ページ～15ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

13款国庫支出金、15ページ～17ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

14款道支出金、17～21ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

15款財産収入、21ページ。  
(「質疑なし」との声あり)

○村島委員長

16款繰入金、17款繰越金、21ページ。一括審査でお願いいたします。  
(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

18款諸収入、21ページ～23ページ。池下委員。

**○池下委員**

22ページの雑入に関してちょっとお伺いしたいと思うんですが、雑入に関してソーラーパネルの売電金額がこの中に入っていると思うんですが、月別の資料を見ると冬になると極端に発電量が大きく落ちておりまして、金額的にも1月、3月の部分に関しては、ひどい落ち込みがあるわけですが、これはこういった状況でこういうふうになっていると。まずお伺いしたいと思います。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

ただいまの太陽光の売電収入の関係でございますけども、冬が落ち込んでいるということでございます。冬の日照時間と言いますか、そういう部分につきまして夏場よりも短いという部分が1つ言えると、天気が余り恵まれていかなかったというような部分もございますし、一部雪が太陽パネルに付着していたという部分もございますので、そういった様々な要素の部分の中で冬に関しては、売電収益が落ちるというようなことで理解しております。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下委員**

冬に日照時間が少ないということで、課長が説明したこともある程度は理解できるんですが、ソーラー売電の27年度の月別の実績の表を見ますと、緑に関して説明させていただきませんが、9月に5万5千676円。ところが冬3月、4千730円です。実に12分の1ぐらい落ち込んでいる。雪が多いとかいう問題じゃないと思うんですが、今課長が言った説明で、ちょっと私理解できないんですよ。余りにも極端に酷過ぎて、その辺はどうなんですか。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

3月分については、4千730円という数字でございます。この数字につきましては表では3月分という表示になってございますけども、実際に発生している電気代の算定の日にちにつきましては、約1カ月半前の日にちになってございますので、3月の部分でいけば、1月の下旬から2月の中旬ということなんです。ですから雪が多い、日照時間が非常

にない、さらには先ほども申しあげました雪が吹雪等によりソーラーパネルにも付着しているというような部分がございます。私も手元に札弦センターの部分はございませんけども、札弦センターの部分につきましてもそのように伺っております。

その雪の付着につきましては、支所の臨時職員にもお聞きしまして、取れる分については除去していただくように依頼をしていますけども、なかなか高いところにパネルもございまして、なかなか苦慮しているような部分もでございます。いずれにしてもその状況でありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

#### ○村島委員長

池下委員。

#### ○池下委員

ここに3月末が載っているんですが、課長の説明ですと、これは1月から2月の吹雪いている時というお話であります。

それにしても、数字だけ見ると12分の1と理解できないんです。私。町民プールもそうなんです。最大が6万8千808、それから最低が冬2万2千。3分の1ぐらいですよ。プールのところに関してですけども、15キロなんです、雪が降って被っている雪をはねないことを勘案しても、12分の1とか理解できないですよ。金額的にも42万とか50万とか、それぐらいの金額しか上がってないのですが、こんな状況で太陽光発電、本当にやった意味、意義があるのかと。ましてこれ全体で400万ぐらい、393万が出るわけなんですけども、やはり子育て支援に教育関係に使うということで始まったのであれば、こんな数字にならないようにやはり管理監督する必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですね。いかがですか。

#### ○村島委員長

企画政策課長。

#### ○企画政策課長（本松昭仁君）

先ほどちょっと申しあげました札弦センターにつきましても、非常に8月、9月が6千円とかなっているのに対して3月につきましては120円何がしということで失礼しました、札弦センターは全量売電でないので、ワット数で申し上げますと、9月が145キロワットに対して3月は3キロワットしかなかったとか、緑だけではなくて他の施設も同様に落ち込んでいるというような現状がございますので、気象状況等は主な要因かなというふうに捉えていると。いずれにいたしましても今後ともその維持管理につきましては、その所有している関係課との連携とりながら、維持管理を進めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

#### ○村島委員長

池下委員

**○池下委員**

私、緑支所のことで、例を挙げましたけれど、課長は札弦センターで説明されたので、札弦センターの6月は165キロです。1月3キロ、2月9キロ、3月3キロですか。この数字がこういうふうになるのであれば、どっかに委託して雪の除去だということは考えないんですか。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

札弦につきましては、先ほど申し上げました発電量をさらには売電の価格が差もかなり激しいというのは施設で使った分の差っ引きの部分がありますんで、夏場は非常に電力使うというような部分がございますので、その部分で格差が激しいということでご理解をいただきたいというふうに思います。いずれにしましても札弦にしても、緑にしても例えば除雪による影響によってパネルが影響を受けているということであれば、改善の余地があれば当然強く見守りながら改善をしていくように、このシーズンに向けては見守っていきたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下委員**

この全量売電に関しては4カ所しかないと解った上で質問したんです。そうすると札弦センターの話を出すから、札弦センター全量売電ではないけれども、そういうふうな数字になっているという話をしただけで、緑に関して聞いたんですけど、キロ数でいうと9月が1千611キロに対して3月が137キロです。だから雪の除去をして少しでも売り上げをあげるようにした方が良くないですかってことを質問したかったんです。

それと今現在、プールが太陽光パネルつきまして3プラス1ってことで、4カ所だったんですけども、当初17カ所あるということで進んでいたはずの事業です。これがいつの間にか予算書にも載らない事業になってしまった。そこら辺はどういうふうに考えているのか。全てやめてしまったのか。それとも今また、さらに検討されて進めていこうとしているのか。その辺の町の考え方をお伺いしたい。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

他の施設の関係につきましては御案内のとおり、一時期北電の方から新たな契約いわゆる売電の契約は結ばないという時期がありました。その後いわゆる条件つきで結ぶという話がございます。さらには今の買い取りの価格につきましては、以前の価格よりかなり低

くなっているというような部分でございます。そういったトータル的なことを考えまして、今後の方策について推移を見守っているというような部分でございます。理解をいただきたいと思えます。

#### ○池下委員

今の説明でいうと、売電の契約をなかなか北電もしない。さらに売電価格、当時35円60銭ですか。これも当初42円から始まった事業でありまして、途中37円80銭とかもう徐々に下がってきて、今はやっても余り利益が出ないような形になっているというふうに私も思うんですが、それでも民間業者であちらこちらはやっております。行政もこうやって4カ所やったんですが、今の答弁を聞いていると、私は止めたのかなというふうに理解しているんですが、今後検討を重ねてどういうふうにするのか。そのうち答えをいただきたいというふうに思います。

#### ○村島委員長

企画政策課長。

#### ○企画政策課長（本松昭仁君）

ただいま申し上げましたとおり、今推移を見守っている状況でして、完全に中止ということではありません。事業工事費につきましてもある程度の金額が整えば、工事についても再度検討する余地があるというふうにも考えてございます。先ほど申し上げました買い取りの値段、それから今申し上げました事業費の関係等と含めまして十分に考慮しながら今後の太陽光発電の設置について検討していきたいと考えてございますのでご理解いただきたいと思えます。

#### ○村島委員長

いいですか。河口委員。

#### ○河口委員

今、池下議員の質問の中で、これはあくまでもメーターで出ている現実の中でのお話なんで、それをどうこうと言うことではないんですが、ただ余りに数値がおかしいよと言う時に太陽パネルは1つのグループで1セルで組み合わせて何組かになって発電になります。ですからその組み合わせが、例えば下のほうと上のほうに1つのグループにしていると、下の部分に雪が入ると全部ストップします。当然そこは古い電池は使わないでくださいと同じように一部のセルの発電なくなると、その列で十分に充電していても全部ストップしてしまう現実がありますので、雪にリスクがありますので、その配線が本当に正しく効率よく配線されているかのチェックだけは必要かなと思います。他から見て余りに差があるというときに、そのグループのとり方。冬は、下は全部投げていいよ、上の部分をうまく組み合わせて発電させるとかいう工夫の1つだと思いますんで、参考までに検証してみるということも必要かなと思いますんで、ぜひ検討してみてください。



**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

ただいまご指導ありがとうございます。年に点検をしておりますけども、冬の点検ということになってないというふうに思いますんで、そういった技術的な面も含めて効果的な太陽光発電がなされるように努力してまいりたいと思います。

**○村島委員長**

前中委員。

**○前中委員**

今技術的な御指摘がありまして、先ほど管理の関係で従来の答弁でありますけど、ソーラーの各施設は原課の中で対応するという形になっているんですけども、そこがなかなか残身な表現でしっかりとした物理的管理、河口委員がおっしゃったようにやはりその除排雪あるいは下草、そういうふうないろんな部分でそのセルの機能を低下させている実態があるんであれば、これは財産管理として毅然とした中で処理していただきたい。これを一元化の中でできるかどうかわかりませんが、財産管理と兼ね合い中で処理できるのであれば、それ相応の体制管理に持っていくのが、一番良い方向ではないかと思っております。そこら辺今後十分検討しながら進めていただきたいと思います。

**○村島委員長**

企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

責任をもった対応が出来るように今後とも進めていきたいと思っております。

**○村島委員長**

よろしいですか。

19款町債、23ページから24ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

20款寄附金、24ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

ないようですので、「実質収支に関する調書」、103ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

財産に関する調書（公有財産、物品、基金）105ページから111ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

無いようですので、基金の運用状況、112ページから113ページ。  
前中委員。

**○前中委員**

清里町奨学資金貸付基金運用状況についての資料があるんですけども、基金の総額4千500万ですか。その中で、今現在の状況という形で22名償還実態がある形で、本町の場合、かなり奨学金制度を充実して運用している経過がございます。

その中でやはり奨学金、就職すれば返納義務が発生するわけですけども、この状況の中で大変言葉は悪いかもしれませんが何らかの理由によって返済が滞っている。そういう事例があるのか、無いのか。この27年度の基金の運用状況の中、リーマンショック後の就職氷河期世代、かなり厳しい状況があった時期があります。その年代の中での状況あるかないか、わかる範囲でご説明願います。

**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

ただいまの清里町奨学資金貸付基金の償還金の関係だと思えますけれども、27年におきましては中には若干当初決めました償還期限から遅れる方はおられますけども、その方については連絡をとりながら期限内、年度内で納めていただくように連絡をとりながら27年度においてはすべて計画どおり進んでいる状況でございます。

**○村島委員長**

前中委員。

**○前中委員**

27年度はそういう状況で完全に基金の中で、返済が滞っていないという説明ですが、その前においての状況があるのかなと危惧されるんですが、それは無いという認識ですか。

**○村島委員長**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（伊藤浩幸君）**

過去26年度だったですけども1件ありましたけど、それにつきましては27年度始まってすぐに解消したということで、過去についてもその1件ということで現在過去含めて滞っていない状況でございます。

**○村島委員長**

良いですか。

**○村島委員長**

全体を通して質問漏れはありませんか。

ないようですので、以上で、一般会計の歳出・歳入の審査を終わりたいと思います。

ここで、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時 53分

再開 午後 2時 00分

**○村島委員長**

それでは、特別会計の決算審査に入ります。

介護保険事業特別会計、歳出、12ページ～16ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

歳入、8ページから10ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

実質収支に関する調書、財産に関する調書、17ページ～18ページ。一括で審査願います。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

国民健康保険事業特別会計、歳出、32ページから37ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

歳入、26ページ～29ページ。

池下委員。

**○池下委員**

国保会計の歳入についてお伺いしたんですが、26ページの収入未済額が534万8千円とになっております。そのうち滞納部分300万以上とありますが、これはその前の年の未収入部分もあるのかというふうに思うんですが、例年どういうふうな数字になっているのか、27年部分だけでなく毎年こういうふうな未収入額が発生しているのか。

**○村島委員長**

町民課長。

**○町民課長(河合雄司君)**

ただいま御質問にありました国民健康保険税の繰越額についてでございますが、5年前ぐらいからでよろしいですか。23年度繰越額が773万4千円、24年度につきましては594万3千円、25年度につきまして529万7千円、26年には321万4千円、

27年まで336万で2千円ということですが、こちらにつきましては、地方税法の定めにより不納欠損とも処分も行っておりますし、毎年その滞納繰越分につきまして徴収も行ってありますので、そこで年度ごとの変動があると言った形になってございます。

**○村島委員長**

池下委員。

**○池下委員**

課長のほうから5年分の滞納ということで数字をいただいたんですけど、これ毎年国保だけでなくいろいろな税金それから簡易水道もそうですけど、実は未収入ありましてこれは0になることないのかなと私も思うんですよ。各家庭で大変な方もいっぱいおりますので、その都度年度をまたいででも、ちゃんと払ってくれている方もいっぱいいると思う。そこら辺、今後の対応というのは、法律に則ってやっているのかと思うんですが、やはり極力0に近づけるようにそこら辺は、真摯に対応して貰えればと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

**○村島委員長**

町民課長。

**○町民課長（河合雄司君）**

大変前向きな応援と受け止めたいと思いますが、ありがとうございます。それで滞納額につきましては、例年担当者の方で滞納されている方々に折衝にあたりまして、そういった部分の中でなんとか納めていただくといった努力を重ねております。ご存知のとおり徴収率につきましては、大変高い数字で推移しているところでございます。その中でやはり経済的なもので、年度途中で退職されたりしてどうしても滞納という形の中に入って行く人もいらっしゃいますんで、そういった方々を何とか増やさないように努力していきながら、徴収も含めまして、今後なるべく少なくしていく方向で考えておきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○村島委員長**

はい、ほかなければ、実質収支に関する調書、財産に関する調書、38ページ～39ページ。一括で審査願います。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

後期高齢者医療特別会計、歳出、50ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

歳入、48ページ。

（「質疑なし」との声あり）

**○村島委員長**

実質収支に関する調書、51ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

簡易水道事業特別会計、歳出、62ページから64ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

歳入、60ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

実質収支に関する調書、財産に関する調書、65ページから66ページ。一括審査でお願いいたします。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

農業集落排水事業特別会計、歳出、76ページから77ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

歳入、74ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

実質収支に関する調書、財産に関する調書、78ページから79ページ。一括で審査願います。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

焼酎事業特別会計、歳出、90ページから92ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

歳入、88ページ。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

実質収支に関する調書、財産に関する調書、93ページから94ページ。一括審査でお願いいたします。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

ないようですので、特別会計全般にわたりまして、質問漏れがございましたら受けたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

**○村島委員長**

これをもちまして、一般会計の歳入歳出、特別会計の歳入歳出に関して、各款ごとの決

算審査を終わらせていただきます。

**○村島委員長**

お諮りします。本日は、散会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○村島委員長**

異議なしと認めます。よって本日はこれで散会といたします。なお16日は午後1時30分から総括審査を行います。本日は大変ご苦労さまでした。

## 平成27年度清里町各会計決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成28年 9月16日（金）

開 会 午後 1時28分

散 会 午後 3時02分

---

### ●出席委員（6名）

委員 長	村 島 健 二	委 員	河 口 高
副委員 長	池 下 昇	委 員	堀 川 哲 男
委 員	前 中 康 男	委 員	伊 藤 忠 之

---

### ●欠席委員

委 員 勝 又 武 司

---

### ●説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎引 政明	副町長	宇野 充
総務課主幹	梅村百合子	企画政策課長	本松 昭仁
町民課長	河合 雄司	保健福祉課長	藺部 充
産業建設課長	藤代 弘輝	焼酎醸造所長	二瓶 正規
出納室長	溝口 富男		
教育長	岸本 幸雄	生涯教育課長	伊藤 浩幸
消防清里分署長	野呂田成人		

---

### ●職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小貫 信宏
主 査	寺岡 輝美

---

---

## ○村島委員長

ただいまより、決算審査特別委員会を開催いたします。総括審査を行います。各会計全般にわたって行います。

## ○村島委員長

前中委員。

## ○前中委員

平成27年度春に44年ぶりの町長選を勝利し、町長2期目の最初の会計決算認定でもあります骨格予算の性格上各種の予算を配分され、公共性の高い道路の維持、補修事業、あるいは改修そして公営住宅の整備等、また子ども子育て支援あるいは教育医療福祉の充実に向けての支援策、そして各種支援対策を打ち出されてきたと認識されています。

その結果として、一般会計歳入51億4千17万3千円。歳出48億7千587万5千円、6特会合わせ歳入68億1千471万円、歳出の方では65億1千576万3千円という形の中で、差し引き2億8千94万7千円というものを歳出しております。

地方公共団体の財政健全化判断比率でも、実質赤字比率そして連結実質赤字比率とも収支黒字で実質公債費率も毎年度下がってきております。このように健全財政であるからこそ町長が掲げるみんなで支え健康で安心して暮らせるまちづくりに向けての取り組みが展開できると思っております。これもひとえに町長はじめ職員各位の日々の事務事業に住み良いまちづくりのために執行されてきたことに感謝とお礼を申し上げます。

特に、平成27年には第5次総合計画の見直し作業、そして清里町行財政改革の公共施設等管理計画の策定、そしてまち・ひと・しごと総合戦略の策定と並びに、教育行政大綱の策定と1年の中でこれらのわが町の在り方を考える大きなフレームづくりを5つもされた各原課の職員の皆さまには改めてご苦労様の言葉をかけたいと思います。これら5つの政策計画が、今後より一層進む少子高齢化に伴うまちづくりの施策あるいは農業、林業、商工業への産業振興対策について、どのように進めていくべきかの指針でもあります。各分野においての課題は山積しております、まち・ひと・しごと総合戦略の中では、どのように今後のまちづくりを捉えるのか、あるいは移住定住促進策をどのように構築するのか、子ども子育て支援の今以上の充実、そして小学校、中学校そして清里高校への支援と効果的な施策の展開をどのように進めるのかを計画立案されております。

昨年は、基幹産業の農業において、史上最高の豊作年で売り上げベースで約70数億円。そして交付金を合わせると100億円を超える農業収入がありました。しかし収穫期の10月8日には台風被害により農道損壊など多くの被害が出た年でもあります。また子ども子育て策も、子どもの出生率の減少にわずかではありますけども歯止めがかかりつつあります。そのような中、清里高校の支援対策も新たな支援対策を打ち出されたことにより、28年度の入学者数が36名と大幅な増加になった年でもございます。しかし人口減少のスピードは、農家戸数の減少あるいは商店街の閉店、多くの課題が各分野において影響され、いまだに打開的な実効策がないのも事情でございます。

そこで、櫛引町長2期目のスタートの27年を振り返り、町政執行自己採点の意味を込



めて、まず御答弁をお願いしたいと思います。

### ○村島委員長

町長。

### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの前中議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。今委員の方からそれぞれのまちづくりの計画等について、27年での事業の取り組み概要について、お話をいただいたところであります。まさにそうした方向に向けて歩み出したというところではないかというふうに思っております。

特に清里町の場合は、人口も年々減ってきておりますし、少子高齢化も一段と進んでいると、言っても過言ではないだろうと思っております。その中において、それぞれの政策を拝聴しながら、その時々で必要な政策についても、意を配って今日を迎えてきているというふうに私自身は思っているところでございまして、特に基幹となるのは、第5次総合計画でありますし、また平成27年以降は後期計画のスタート、そしてさらにはまち・ひと・しごとの地方創生の総合戦略の実質的なスタートともあります。それからここに向けたそうした様々な対策に向けてのそれぞれの施策。また計画策定をしながら、次の時代に向けた一歩を踏み出そうといたしているわけでございます。

その中でも特に基幹となる農業関係においては、幸いにもここ数年、順調な推移をみせているかなというふうに思っておりますが、ただTPPの問題とそれから今農協を中心とする組織の改革または農地法を中心とする改革等が進められようとしておりますので、今後の動向によっては、かなり先行きが不透明という感じもいたしているわけであります。

また一方商店街、商工振興であります。人口が減っておりますし、少子化になっております。また高齢化も進んでいると。それから社会様式が大幅に変わってきておまして、モータリゼーションの進展というものが大きく影響しましたし、また大店舗の法律施行によって大きなお店が郊外にどんどん進出をしてきたというようなこともあります。さらには商店街の仕入れ先であります問屋がもう既に系列化をされてしまったというような中でなかなか思うように商店の方々も仕入れもままならないとそんな状況を聞いております。まだまだ商店の関係については、厳しさが増してくるのではないかと。

国の方では、アベノミクスということで強い経済を目指して取り組んでおりますけれども実際には金融政策、財政施策、それから成長戦略と、三本の矢があったわけですが、いまだにこちらには届いておりませんし、また第2ステージで打ち上げた新3本の矢についてもはっきりとした方向性がどこにあるのか。目標は確かにありますけれども、その具体論としての見解がさっぱり見えてきていないと。そういう段階でもありますので、こうした状況を考えたときにはかなり先行きは不透明感があるんだなというふうな思いをいたしている次第でございます。

私としては、先ほどありましたようにみんなで支え合い、豊かに暮らすことのできるそうしたまちづくり、そして本当に住んでいて良かったなと町民の皆さんが感じていただくことができる実感のできるまちづくりのために、それぞれ掲げています産業の振興そして新しい人の流れさらには若い世代の方々の夢と希望を考える、子ども子育て政策、さらに

は生涯にわたって住み続けたいまちの展開を図っていくとした、4本柱に基づいてそれぞれの施策に対応してまいりたいという考え方であるところともございます。

いずれにしても今の状況からいくと、かなり厳しい状況がまだまだ続くというふうに考えておりますので、そうした政策の中にも、健全財政の堅持をしっかりとしながら、そして、先ほど申し上げました第5次総合計画と、まち・ひと・しごとの総合戦略に基づくこの大きな2つの計画の実現に向けた施策の対応を考えてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っている次第であります。

## ○村島委員長

前中委員。

## ○前中委員

今ご答弁の中で、健全財政の中での町づくり、皆さんが安心して暮らせる、安全が担保されるまちづくりを推進していただきたいと思っている一人でもあります。

ここに来て、昨今の台風の中で交通が特に釧網線ですが、かなりの間通行が出来ず、今日午後から再開の運びという報告を受けております。同じように石北本線もいまだに特急が未開通のままで、交通がバス運行という形がとられているのかなと思っております。特に本町は、公共性の高いJR、そしてバス等々の交通機関はありますけれど、ひとつこのような災害そして過疎地における脆弱な経営基盤と申しますか、利用状況の中では、経営母体であるJRはかなり大胆な政策提言を出す、あるいは、そういう方向で自治体の用意が進んでいるのか、その辺も含めて大変不安視する一人であります。

昨年26年度の総括の時に質疑しました町民の交通手段を今後どう捉えていくのか。札弦・緑あるいはご高齢の方々の買い物弱者の足。そういう部分では本当に公共性の高い物ではありますけれども、半面やはりかなり財政出動を伴うという、どう行政の中で構築していくのか本当に難しいと思います。ただ、そう言いつつ本当に困った部分の中で、小さな子どもからお年寄りまで、津々浦々の交通支援をするというのは大変難しいし、それを一つずつカバーすることも難しいとは思いますが、しかしどこかで政策を、清里の中で広域でも良いでしょう、構築していかなければならない時期がもう差し迫っているのではないかと思っております。交通インフラの話をまず1点させていただきました。

もう1点ケアハウスの問題。これも同じように高齢者の方々の不安を解消する中で、町長就任時からケアハウスの構築を提案されておまして、町民の中には本当に期待して、いつ出来るんだ、もう出来ているんじゃないか。そういう話も聞いた時もあります。

しかし、そういう中で、そのケアハウスというものはどういう形態なのかと不安視する声もやはりあるのは実態かなと思います。それとともに今回実施設計等の中のスケジュールの中で、先ほどの委員会の中でも上程されましたけれど、道からの職員を活用しながらケアハウスの運営を運営母体の策定に携わっていただきたいという説明がございました。

今後ケアハウスの委託先が、町内の福祉団体かなと私も思いますけれど、まだ、それに対して完全なる回答なり、進め方は出ていないものですから、そこらへんはやはりスピード感を持ってどのように町長が思っているのか、そしてケアハウスの実態を、今後どのように町民に情報展開していくのか、ここはやはり親切丁寧な井戸端会議ではございません

けれども、各地域に出向きながら、懇切丁寧な説明も今一度説明していただきたいなと思っておりますので、交通インフラとケアハウスの話、町長の話の中でどのように進めていくのか。お聞かせ願えればと思います。

#### ○村島委員長

町長。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの2件であります、まず1点目の公共交通としてのそれぞれの機関の対応でございます。JRの関係につきましては、この清里、斜里、網走に向けて釧路から釧網線ということで清里には3つの駅があるわけでありまして。近年、どうもJRの運営がちょっとした災害でも、止まってしまうと。昔そんなに止まったという記憶がなかったんですが、最近では走らせるより止めた方が安いのか。ずいぶん止められてしまったなど。それから今回の台風の関係でも8月20日に実は止まりました。それ以降まだいまだに動いていないという状況ではありまして、連絡によりまして、昨日試験走行をして問題がなければ今日からということになっているというふうに聞いておりますが、まだ私の方には今日から正式に走ったという情報が来ていないという実情にもあるわけでありまして。

今回の部分も実際的に釧網線でだめになった箇所というのは、こないだも申し上げましたように茅沼から塘路の間が水没をした。それから鱒浦と網走の間、これはがけ崩れということで、2カ所があったんですが、鱒浦、網走間のがけ崩れはもう25日までに解決をしたんですが、冠水は、ついこの間の台風15号が過ぎるまで冠水状態であったということで聞いたんですが、しからばその間、知床斜里駅から網走までの間は間引き運転ということで、運転したことは事実なわけでありまして、私もそれを聞いた時に何で緑から走らせないんだというようなことで強く迫ったわけでありまして、これも国鉄の場合は、昔はそれぞれの支局の区域割りというんですか、石北線は旭川、それから釧網線は釧路ということで、ちょうどその区域が鱒浦、網走間にあるんだそうでありまして、そちらの対応で石北対応とそれからこちらの釧路の対応という中で、列車の都合が一局でないものですから、融通性がいろいろあるんだという話でありますね。それは我々にとって関係のないことで内部の話ですから、そこら辺は社内の問題としての対応をしっかりとやっていただきたいという話をさせていただきますけれども、現実としては解決をしないで今日まで来ているというのも事実かなというふうに思っております。

それ以外の道路網バスの関係、清里の場合は、バス路線ということで江南線もありましたし、緑線もあったわけですが、現実対応とした時に、緑線も江南線も通学バスにおきかえられておりまして、路線バスとしては斜里バスの時刻表の中ではもう乗っていないというような状況で、あくまでも通学バスにし、時間帯があって乗れる方がいれば、それに乗っていただきたいというようなことでありますが、これも本数がありまして、通学それから学校が終わって帰る、帰る時は2本ですが、そういう中でしか運行がされていないということでございます。

今の段階で、皆さん方まだまだ世代が若くて、車を所有されて運転されて、あちこちと移動ができる状況にありますが、今委員の方からもありますように、これがお年寄りにな

って実際に運転できなくなった時に、この交通手段どうなってくるだろうと。不当に大変な状況になるのかなど。そういう中においてもJRというのは、きちっとしたインフラの中ででき上がっている鉄道でありますから、しっかりこれを守っていくというのがまず第1であろうというふうに思っていますし、また通学バスを乗合として、しっかりと町民の方にも周知をしながら、乗っていけるということの対応を改めてしていかなければならないだろうというふうに思いますし、これがまた学校の統合だとかそういう部分での小学校・中学校そして高校の通学ということで時間帯が皆変わってまいりますから、そういう中でどう構築していったら良いのだろうというようなことも具体論として展開を考えていかなければならない時期が目の前に差し迫っているだろうというふうに思っているところでもございます。そういうような状況がどんどん目先に詰まってまいりますので、今申し上げてきましたそれらの対応とさらに町によっては、それぞれの集落をデマンド方式で回って歩くとかいろんな方法をとっているところもございます。うちの町にどれが経費的にも財源的にも効率的にも良いのかという、そこら辺について改めて、しっかりと対応を考えていかなければ、そういう時期が目の前に来ているというふうに理解をしておりますので、今後の対応の中でそれについても、しっかりと対応できるように進めていきたいというふうに思っております。

それから次に、ケアハウスの関係でございます。議会の御理解をいただく中で25年には基礎調査を入れさせていただきました。そしてその結果に基づいて一定の要望があるというような確信のもとに27年には基本設計を入れさせていただいたわけでありました。

その結果に基づいて、現在は実施設計に入っている状況であります。これが順調に進んでいけば、平成29年度の事業としての着手を図っていきたいというようなことで、今それぞれ準備を進めているそういう状況にあるわけでございます。

今の御指摘をいただきまして、一部町民の中で形態の内容について不安視をされている声もあるということでございますが、一方では早くやってくれという声もたくさん聞いていることも事実でございます。今までの老健施設、また特別養護老人ホームと形態が違いますので、そことの競合とかそういうことになりませんが、ただこれからは、2025年問題、大きな問題として目の前に到来をしてくるわけであります。今元気な前期高齢者の方々も後10年で全員後期高齢者になってきます。今まで見守ってくれている方々が大抵そういう前期の方々からその前の少し前の現役を退いた方々が見守りをいろいろやっていたいただいているわけですが、そういう人たちが見守られる側に回ってきたということになってまいります。そうしたときに要介護、要支援の認定を受けている方については特別養護老人ホームや老健施設の方で待機とか問題はありますけれども、基準としては入所ができるということではありますが、それにまだ至っていない、ちょっととした見守りしてあげなければ、不安だと。そういう方々に対するこのケアハウスというのは、共同住宅施設でありますから、そういう中での対応をして、そしてこれも、具体的な調査の中で解ったわけがありますけれども、現在では支障を来していないけれども、やはり将来的な思いとして一人で生活をされている方が、65歳以上の独居の中でかなりの数を占めているということも明らかになったわけでありまして、そういう人方をいかに安全安心に暮らしていけるか、そういうきちっとした対応の中で進めていかされていかなければならんというふうな思いで今取り組んでいるところであります。

今御指摘をいただきましたように、形態を不安視している、そういうお話もいただきました。具体的なこれから施設の管理運営の今集めている最中でありまして、一定の方向性でしっかりとこちらの方も踏まえながら、今言ったことについても町民の皆さんにきちっと理解が行き届く対応もこれからとっていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

また管理運営の関係で福祉法人の皆さんに何とか引き受けていただきたいと。基本的には指定管理方式でやっていきたいということで御相談を申し上げてきたところであります。指定管理方式というのは、町が実施をするということであります。それを町に代わって業務を代行するというのが指定管理方式であります。業務の委託で丸投げをすると全く変わってきますので、そういう中で町も当然その中の対応でしっかりと管理運営に加わっていかねばなりませんし、また受託を受けた指定管理を受けたところにおいては、具体的なその運営を直接的にやっていただくということになってまいるわけでありまして利益追求施設はありませんから、あくまでもその福祉法人、それも町内の純然たる福祉法人の中で運営をいただきたい。よその福祉法人もありますけども、そういうときに利益が出たらみんな持っていってしまうということになりますので、そういうことの無いように、町内の中できちっと対応できる、そういう考え方のもとで、今回のこの施設については対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上を申し上げたいと思います。

#### ○村島委員長

前中委員。

#### ○前中委員

今交通インフラの問題、そしてケアハウスの問題の説明を受けました。

インフラ整備、これは本当に財政出動でいろんな部分でまちづくりに関わっていくのかなど。そこで経済効果が生まれ、そしてそこに住む人がいる。その基本的な部分のベースが、やはりどこか破綻してしまうと、そこで経済活動あるいは教育まで閉鎖的に疲弊感が出てくるのかなという感じがしてなりません。今回、緑小学校の閉校というのが一つの形になって出て来た時に、そして清里高校の入学支援、高校支援という形で同じように足の確保ということで支援策。それが本当にいろんな形で、良い効果も出れば、反面それなりの財政出動が実態かなと思います。この辺やはり難しいですけど、十分議論しながら進めていって欲しいと思っています。

ケアハウスの問題に関しても、施設自体が指定管理で運営する福祉行政、特に福祉に対する施設営利追求をしてしまうと、そこにはどこか歪があって、入居されているご高齢の方には満足感、癒しの場所が欲しくて入居したのに、そういう部分で閉塞感が漂うと、なかなか難しい問題があるのもいろいろな話の中で出てきております。そこは行政がやるから大丈夫だよではなくて、高齢者の方々入居者の方々に寄り添ったような運営指導。清里らしいケアハウスの運営。これがなにかモデル的に構築していただきたいと思います。

今、町長2期目の1年目ということで、全体の中の自己採点の意味を込めて質問させていただきました。それでは、改めて決算総括の中身の中で3点ほど質問させていただきた

いと思います。

まず1点目、観光行政の中の指摘でございます。27年度において、裏摩周、神の子池等々管理業務費が支消されております。折しも今日の新聞に阿寒国立公園満喫プロジェクトという形で1市10町で立ちあがった。先の常任委員会の中に神の子池のエリアを阿寒摩周国立公園のエリアの中に入れる申請を出したという方向が出されております。この裏摩周、神の子池が一つのビューポイントとして、今後いろんな形で脚光を浴びる要素があるのかなと思います。その中で本年、清里町の観光計画立案を進めている中で、この地点裏摩周、神の子池、そしてさくらの滝と名所、景観、その他斜里岳もありますけれども、そういった中で、全体の中で裏摩周神の子池の周囲の部分でソフトとハードという兼ね合いから質疑させていただきます。国立公園に適應されたことによって裏摩周、神の子池、今後どのような形で、ハード整備あるいは観光の中で組み入れていけるものなのか具体的な話があればそのへんを絡めてお聞かせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○村島委員長

町長。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただ今の観光振興の政策についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

今ありましたように清里の観光資源であります裏摩周、そして神の子の池については、現在は裏摩周になるのは摩周国立公園の一部として裏摩周展望台を管理運営させていただいているということでありまして、また神の子池はその区域には今時点では入っておりませんけれども、年間に7万人を超える入込みのある重要な清里町にとっての観光資源であるというふうに捉えております。そしてそれ以外に、摩周から清里に向かっての道道摩周湖斜里線の沿線には、今申し上げました2つ以外に緑温泉もありますし、またちょっと離れますけれどもさくらの滝もあります。さらに奥の方に入って、行きにくいなと思いますけれども、緑ダムもありますし、ちょっと奥に入っていくと、さらには牡鹿の滝という観光資源も有しております。そして緑から清里町の方におりてきますと、途中札弦道の駅のパパスランドという大きな資源がありまして、またあそこから見える斜里岳の景観にすばらしい景観をなしてございます。さらに清里の町の方に入っていきますと、焼酎工場があり、今回改築をいたしました情報交流施設きよ〜るもあるわけでありまして。また町の中に緑清荘ということで宿泊施設も備えているというものがございまして。それが大体線状に清里の場合は配置がされておりました。どちらかというと言過型と言うんですか。そういう形の中にはありますけれども、やはりそういう景観を見て、観光地を見た後に緑温泉で休んでもらったり、また札弦のパパスランドのところで食事をしてもらったり、休んだり、風呂に入ったりとそれから清里の方に来て、焼酎工場見てもらって、焼酎を買ってもらったり、またさらにきよ〜るに立ち寄ってもらって、いろんな観光の相談をされたりというような中で、清里を通過していくにしても、どこかでちょっと滞在していただければということが、結果的に物を買っていただける。それから次の観光、滞在、体験に向けて、いろんな情報提供をできるというような中で取り扱いができていければなというふうに思っているわけ

であります。

今回さらに一層押し進めるという意味においても、阿寒国立公園の名称変更と合わせて、阿寒国立公園の中に神の子池の拡張変更という中で要望を申し上げているということでございます。具体的にこのことでどうなってくんだということではありますが、阿寒国立公園の摩周側は、清里の裏摩周の展望台は第2種の特別区域であります。この名称変更とあわせて、第1種に格上げをされると言われております。第1種になるとすべての施設整備が国の責任で行うようになってまいります。第2種では北海道なり町村がやらなければならない。支援措置はあるんですけども、基本的には第1種になると国がそれらの状況を把握しながら、国の責任の中で運営されるというか、管理がされるようになっていくというふうに聞いております。それから神の子池については第3種でありますから、規制が強いものにはなって参りませんが、そうした中において、町がいろんな政策の中で事業を展開したいということであれば当然観光の国立公園ですから、いろんな許認可行為が出てこようかと思っておりますけども、そういう中で一定程度の支援をいただきながら進めていくことができるというふうにもなっております。

とりあえず裏摩周については、今現在、展望台も柵もトイレも全部、北海道が設置をしたものであります。これは国の支援をいただいて設置しております。それからビジターセンターの売店になっている部分は清里町が単独事業で展開をさせていただいたという部分でございます。それが今度、今ある施設の所有権がありますから、これからの対応の仕方も必要になってきますけども、基本的に今後の対応については国の方をお願いが第1種になった場合、相当数出来るかと思っておりますし、それから1種の場合、よく言われているのが、だんだん木が大きくなって切ることもできない困ったものだという話だったんですが、これは、国の方で景観を害するものについては、国が除去します。こういう規定がございまして、そういう中で本当に景観にどれだけ影響するのか判断はいろいろあるのかと思っておりますけども、そういう対応の中で措置ができると。この間も担当が来た時に、そういうことで随分苦情があると私も聞いていますと言っております。対応していきたいというふうにおっしゃっておいりましたので、そういう中で期待をしていきたいなというふうに思っております。

また神の子の池については、木道を町が南部森林管理署と協議の中で共同管理という形で進めておりますが、レクリエーションの森としての指定もすでにいただいております。それが今度、国立公園の中になるとなれば、また違った対応が出てくるかと思っておりますが、もう既に町の方の対応の中で、平成27年度予算で木道も整備をいたしましたので、これから遊歩道として川沿いの湿原のところをどう対応していくかという課題とそれからやはりトイレの問題ですね。今の時代ですから。その辺のトイレでは、なかなか入っていただけない。やはりそれなりの整備をしなければならないだろうというふうに思っておりますし、またもう1つは道路の問題であります。今は林道としての道路の管理でありますけれども、この区域に入ったから全く別な対応になるかというところではなくて、やはり林道は林道の対応になってまいりますので、営林署側とも十分に連携をとりながら、どういう手法が良いのか。本当の意味で、あそこに車をどんどんどんどん入れていって良いのかということも、いろんな部分を含めて対応していく必要があるだろうと。一部のところで環境を守るために車は入れないというところがどんどん増えてきておりますので、そのような対応

もよそとは違うぞと、やはりうちの町にあった環境保全というものも考えていかなければならない、そういう時期に来ているのかなというふうに思います。ただそうは言っても、ほとんどの方々は車で入り口まで来るわけですから、道道に面した所の駐車帯がないものですから、置いていくかまた中に入っていくという状況でありますので、そこら辺の対応についても北海道とも今詰めている最中でありますので、方向性を早いうちに見出していきたいというふうに考えているところでございます。

全体的な点から線に、線から面にというような中で観光政策が計画の中で取りまとめをしようという段階でありますので、それらの動向、計画の内容、しっかりと踏まえながら対応していきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

### ○村島委員長

前中委員。

### ○前中委員

丁寧な説明であれなんですけど、展望台の整備あるいは裏摩周の第1種に格上げになったことにより、国ベースで事業展開が出来るというお話だと思います。

神の子池に関しては、南部森林管理署の関係で林道の共用林道という形で利用している実態でありますし、今町長の話もありましたように観光に来ている人の評判も大変良いと言う話も聞いております。いかんせん林道における維持管理という部分では、本町の中でも予算的な配分の中で、雪融けの最初の除雪も本町が実施している。ただ、南部森林局とすれば、共有と言いながら、万が一観光客の安全のことを考えれば事故等々の責任の所在という部分で、危惧する部分はないわけでは無い。そこらへん今後北海道森林レクリエーションの森という形の中であの道路をどう見ていくのか。町長おっしゃるように乗り入れしない、あるいは駐車場整備を道道沿いの中で、今後道に働きかけながら整備するというのも一つの観光行政の一案かなと思います。

僕も一般質問の中で何度かこの部分で冬期の事故あるいは今でも両方駐車というのは、常に事案としてあります。大型バスとすれ違った時に事故寸前。現に事故もあると聞いておりますので、そこらへんやはり強く、今一度検証しながら展開を図っていきたいと思います。

もう1点、ビジターセンターの件ですけども、町管理の施設ということで、管理されて、そこにいろんなコミュニケーションの中で、観光客と話して管理いただいている。大変感謝する中で、かなりあの施設も老朽化している。そこで、今後そこら辺含めてなにか考えがあるのか、ないのかお聞かせ願いたいと思っています。

### ○村島委員長

町長。

### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの観光施設にあるビジターセンターの関係でございます。木質のカラマツを使



ったログハウスということで町の方で設置をしたものでありますが、かなりの年数が経っております。今までも途中何回か改修をさせていただいておりますが、いよいよ厳しい状態になってきているというのも実情でございます。今の施設そのものの所有権は、町が持っているものですから、それを国の方に充ててということにはなかなかありませんので、現実問題として町が取っ払って、国の方に何か良いものという話も必要なのかもしれませんが、またそうではなく今のあるものについては、町の方でという形なのかもしれませんが、いずれにしろ今のままでずっといく訳にはならないというふうにも思っておりますので、より良い方向性を探っていきたい、できれば国にやってもらいたいし、国ができないなら、北海道がやってもらえればありがたいなど。それができない場合はしょうがないかなと思っておりますが町でやれば良いと。昔でいえば山村振興事業とかそういう事業がありましたので出来ましたが、今はそういう事業がなくなってきていますから。ある1面なにか対応できるものを探しながら、補助事業かなにかを導入できればというふうに思っております。

今回の満喫プロジェクトというのが、全国16国立公園があるんですが、その中の8つを満喫プロジェクトの地域として指定になります。これは環境省が新たに国立公園のインターナショナル化という部分で2020年まで、要はオリンピックがある年までに整備をするということで打ち出した事業でございます。この中にも具体的な部分っていうのも出てきているんですが、実際的には、ビジターセンターをつくるとか、何をつくるかっていう具体的なのは、余り書き込みがなくて、どちらかというと外国人のインバウンドに対する対応を早く整えなければならんというのが、この趣旨だそうでありまして、インバウンドですから他国いろんな国の言葉をそこに表示をしながら解りやすく、そういう観光の案内をきちっとしていくというのが、主なものであるみたいでありますんで、その中のこの部分である程度は、展望台が壊れているとなるとやっただけ、そういう要素があるのかなというふうには思っておりますけれども、ビジターセンターをつくるかということになるとなかなかまた違う部分になっていくかなと。

もう一つの部分でいけば、一昨年国土交通省、観光庁は国土交通省の中にあるんですが、それは広域観光周遊ルートというのを、これも全国8カ所で指定になっております。これの北海道は1カ所でありまして、これはアジアの宝悠久の自然美東北北海道という名称で、新たに広域周遊ルートの設定がされてございます。今申し上げた区域はどこかと言いますと、十勝、釧路、オホーツクと上川です。この区域を東北北海道として、どこから乗り入れても、どこから出ていってもという形でのコースの展開。当然阿寒国立公園、知床国立公園、大雪国立公園をまたぐ区域をこのルートに選んでいただいたというようなことでやりました。これはどちらかというとインフラの部分も、それによって整備をしていこうという国交省の部分での指定であります。これインバウンドを東京に、また大阪、京都、それがゴールデンルートと言われている部分であります。皆そっちに集中する部分を、地方に分散をして景気の好循環も分散するというのが、実は一番最初の発想だったみたいですが、いずれにしてもそういう中でルートが設定をされ、そのルートに清里町も入っている区域にありますので、こういうものをきちっと活用できるものを活用しながら、連携できるものは連携して、先ほど委員からもありましたハードの部分とソフト部分の組み立てもあわせてやっていきたい。そのために1市10町で組んでおります阿寒摩周の協議会

がございますので、その中でのワークショップを通じながら、計画を立てていきたいというふうに思っています。

知床関係については斜里と羅臼と標津と清里の4町で、知床の協議会を組んでございまして、そういう中で連携を図っていきながら、清里町においても、観光振興のそうした前向きな取り組みという中で対応してまいりたいというふうに考えている次第であります。以上申し上げて答弁とさせていただきます。

## ○村島委員長

前中委員。

## ○前中委員

観光行政の中で、裏摩周、神の子池、先の決算委員会の質疑の中にも、裏摩周のビジターセンター、そして神の子池のトイレ等の整備など積極的に考えていただきたい。その中に本町のPRであるパンフレットも置いたらどうかという、前向きな意見もございました。景観の良いスポットビューという部分での7万人ぐらいの観光が入り込める中で、そういうソフトの対応がやっただけならばと思います。

それと合わせてインバウンドの話がございましたけれども、その観光施設における検討は、同じようにきよ〜る、道の駅、あるいは斜里岳だとかそういう部分でお互いのさらなる充実となる事業などがあれば、そういう形で提供するのも一つの案かと思えますけれども、それがあれば進めていただきたいと思えます。

続いて2点目の話題に移らせていただきます。今回、8月に災害復旧事業ということで、台風の被害の中で補助事業という形で今回採択されました。27年度中にも台風23号被害が本町においても、のり面の流亡、土地の流亡、農道の損壊等々随所に見られまして、その被害額も約2千万近いものが計上されて、予算計上になっております。

その中で、事業費として5万円以上200万未満という5割の助成の形で、今回も実施されたんですけども、組合員、農家の方々にとったら、本当に助かっていると話が出ておりますし、いろんな部分で経済活動の根幹である畑における流亡の整備は、多大な費用を必要としているところでございますけども、想定外という言葉が先の一般質問中でもありましたけども、防災、減災という中で想定外がもう想定内になってきていると。そういった中で、本町においても、記録的な降雨量積算で430ミリ、それも1週間から10日のうちにそれだけの雨量が降ったということは、土壌に対する保水力の限界を超えたとそういった部分で、今後、今回の十勝あるいはオホーツクが激甚災害指定に、国も指定するという運びになっておりますけども、本町においてもこのような突発的な風水害被害がないと限らない。そういった中で、櫛引町長が進めた災害復旧費の中で、最低限の運用基準と申しますか、そのへんの考え方がどうも残身ではなのかな。運用の中では、いろんな部分で助かっているのも事実ですけど、これが農地被害、あるいは農道の決壊が何億あるいは何十億となったときに、行政としての指針として今回の復旧災害補助事業をどう捉えるか。私個人の危惧する部分なのかもしれませんが、そこはやはりきちんと政策の中に示していかなければと思う一人でありますので、そこらへんどう考えているか、説明をお願いいたします。

## ○村島委員長

町長。

## ○町長（櫛引政明君）

ただいま御質問の災害に対する対応の関係でございます。今回の台風被害、全道的には大変な被害を受けます。特に十勝地方、また、このオホーツクでも常呂川流域さらに上川富良野方面が甚大な被害となったわけでありました。また死亡された方も出たわけでもございます。幸い清里町ではそういう人的な被害がなかったわけでありますが、大きくはなかったんですが、各所で被害が出たという状況でございます。

そうした中で実は昨年も台風23号の被害が出ております。被害の積算からいったら昨年の10月の被害のほうが、はるかに清里の場合は大きかったわけでありまして。その中でこの災害に対する扱いの関係なんです、何通りかのパターンがございます。災害は通常災害、それから激甚災害、局所災害といろいろありまして一般的に我々が遭遇するというのは通常的な災害の部分です。通常災害だから、雨が降って災害が出てきたから、その対象になるかと言ったらそれではなくて、異常な状態で通常にない状態での災害ということろ決まっております、24時間雨量で80ミリ以上を超えなければならぬ。それから風であれば、最大風速で15メートル以上を超えなければならぬと、通常ではない異常な状態での災害。これが通常災害と言われている部分です。それから今回のような広範にわたって、そしてこの一定の基準がありまして、災害額が何ぼになるか。所得額に対して何ぼになると、これは全道枠で計算が入ったりします。激甚災害も実は2つに分かれて、A災害・B災害というふうに分かれていくわけです。これは全道規模から全国規模にかけたものをA災害と言います。全道区域の中でも、1市何町かの区域で行く場合は通常のB激甚災害、そういう中で少し扱いが変わって参りますが、今回北海道の場合は、全道枠での激甚災害の指定になるというふうに新聞に出ておりますから、そうなる。ただしその査定というのは個々の査定になりますから、その町でそれに見合うだけの災害が起きていれば、それでの災害復旧工事ができますけども、壊れている状況がそれ以下となれば通常災害と同じ扱いになっていく。ただし、大きなやつも通常災害で扱われると。そこで国の予算がつかぎ込まれますから、通常災害の部分の補助率が落ちていくという場合も実はあります。全体予算の中でやりますんで、それが回避されていろんな面での救い上げが広く行われると。そのために激甚災害を受けてもらった方が我々としてもありがたい。通常我々のほうでなかなかならないものも、そういう引き上げによってなる可能性も、通常災害部分の補助災害になる可能性もあるということでありまして。

ただ今回の部分でいくと、ほとんどそこまでいく災害に至ったものはないというふうにして思っております。公共債で、この災害も補助事業と起債の関係がありますから、これから道とも相談しながら、大きく行ったところについては、1～2件は起債対象なのかなという、ならない部分は何になるのかということの特交要素になります。交付税の特交要素になりますが、これは特交ですから、全体予算の減額補正の6%しか予算を見ていません。それは特殊財政事情によって、みんな変わっていくということになりますんで、全部が災害に注ぎ込むわけでありませぬので、その中で裁量がありますから、実際にうちに来るのはな

んぼとは言えませんが、ただ適用にはなるんだという状況の中にあります。

それで清里の場合、端的に言いますと、多分何も該当にならんだろうとっております。ですから特交か公共債の部分で災害起債を受けられるかどうか、通常に受けても過疎債では7割戻りますが、通常災害は5割ですから、あと半分を自分で持ちなさいと。但し、財政力指数で少し上がってきますんで、そこら辺をいろんな計算の仕方もありますので、そういう対応の中でできる限りのことはやっていきたい。

それから農地災害です。一番難しいのは農地災害で、端的に言って補助債になるというのは、地方公共団体がその農地に対して事業を展開できるかどうか。それともまた土地改良区がありますから、そこがやる。個人がやるものについて一切ありません。個人の財産の取得になります。これはなりませんので、よほど大きくいかないと。ちょっとのり面、農地の一部が欠けたというぐらいでは対象になりません。これは国の補助債にもなりませんし、起債の対象にもなりません。ですから、どうしてもそこを救っていくのはどうしたら良いかという部分で、今回町としての独自対策を打ったということでありまして。それは個々の農家のそれぞれ畑の中でも、町であれば対応ができますけれども、今言った激甚災なり通常災害に当てはめようとなると、ものすごい被害になっていなければ通常ならないと。これはあくまでも個人の所有地の話になってまいります、全体の公共投資の考え方での対応でいかなければならないということになりますので、今回そういうことも含めて対応させていただいたという部分です。町としてはどの基準を持ってやっているかということになると、具体的な基準は持っておりません。やはりその時々状況を鑑みながら、これでは、農家の方々が自力でやるのは大変なことになる。また時期的にも黙っていれば、間にあわなくなる。そうなれば再生産の関係もスムーズにいかなくなるわけですから、そういうものを大所高所判断させていただいて、通常災害では普通の雨が降ったぐらいでは、普通の維持管理上の話ですから、それはなりませんけれども、通常では起きえない状況の中で起きたという大前提になりますけれども、その中で国や道の災害対策の補助の支援なり、起債がきくものについては、町もそれを受けてやるということになります、それに到達しないぐらいの災害、これについては一定の今申し上げました自己修復がなかなか困難だという財政的にも自己負担的にも困難だとそう思われるものについて、その時々状況に応じて対応をさせていただければという思いがありますので、これらについてもご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

## ○村島委員長

前中委員。

## ○前中委員

説明の中で明確な発動基準というのは無い、その時々で通常災害そして地域における甚大な被害の場合には、激甚災害等々、国あるいは道なりで救いの手立てができる。そして、その部分から言葉は悪いですが漏れた経費だとか農地の流亡に関して、町の中で起債を起こす。あるいはそれが特交交付金の中で、手だてができるという説明がありました。

そうは言いつつ、例えば災害対策本部を立ち上げるというのは、町単独の事業と言えども、そういう基準をやはり明確にしておかなければならないのかな。やみくもに補助を出

すという形では、どうなのかなって認識も持っています。そのほかに災害の被災状況等を耕作面積における被災箇所がある程度のガイドラインより超えただとか、そういう部分も検討の中に加味しながら、その災害救助補助事業を構築していくべきかなと思います。

清里の基幹産業の中で、農地が生命の源の財産です。子々孫々先代から築いたものはすぐに出来ない、それを長年かかって維持管理してきた。町の救いの中で、補助事業で農地の流亡のところに入れたことによって次の再生産が出来るということは、これは税法上と言いますか繰延資産という形で、農家もある程度は長い年月中で焼却するなどの処置になるのかと思いますけども、個々の判断の中でやるというのもありますし、そういった部分で資産の部分の手立てを町としてやる。このようなことをされている行政は、本町だけと思うんですけども、本当に素晴らしいことに尽きると思うんですけども。ただ、そこはやはり税の平等性の観点から、しっかりとした算定なりを立案していただければなと思います。

最後になります。災害の要の3つ目としてですけども、道路維持管理という考え方について、今回も昨年もそうでしたけども、今回も台風のなかでの倒木被害という形で随所に倒木が出ております。また、町道においてもかなり倒木の被害で処理がかなりかかったという部分があります。あるいは倒木によって車両が接触した事故もあったと聞いております。

本町町道の舗装率、この管内で一番高い、それは本当に素晴らしいことだと思います。この農業に対するインフラ整備で大型機械が入る1つの要素は、町道整備だと僕も思います。アスファルトの舗装率によって大型機械の移動がスムーズ。しかし、町道も整備をほとんど終えた中で、早くに町道整備を終えた町道の管理敷地の中における雑木が、今回かなりのウエイトで倒木の被害にあっている。特に柳が顕著に大きく倒木されている実態をつぶさに見ております。中学校の通りの倒木ですけども。そういった意味で、新しい公共事業ではありませんけれども、町の財産を保守、点検管理、財産を守るという兼ね合いで、町道の立木の処理も計画性をもって実施していく。これが、地方自治体が今後、災害に強いあるいは減災能力のある地方自治体になるのではないかなと私の考えであるところなんです。

また、雑木処理を有効に活用する。これがやはり自然の巡回。チップにして、それを燃料にするなどのいろんな施策があるかも知れませんが、ただ燃やすわけではないですけど、その計画を持った中で雑木の処理を考えるのも一考かなと。町道における農業機械もかなり大きくなってきたときに、枝がかなり道路にかぶった状態で、農業機械等々に触れる事案がつぶさにあります。農家も切れるうちは小さい木は切れますよね。町道も30年、40年経てば木もそれだけ寿命が経っている。そういう部分の帰属は町ですから、そこらへんの処理。なんで切らなきゃならなんだというのがありますけども、ある一定の処理もやっていただきたい。

これは、一つに減災の中で、町道の電線だとか電気線だとか、あるいは本町における光ファイバーケーブルの各農家あるいは各地域に入れている中で、この倒木で切断されるそのことによるダメージの方を、今後防災の観点から考えるのもどうなのかなという考えで、今ちょっと質問させていただきました。そういう事業はないかもしれませんが、今後に向けて倒木処理を検討していただくのはどうなのかな。これが防災・減災の一助になれば

ばなと思いますんで、それについてちょっと一個人の考えでありますけども、それに対して、町長からの所見をお聞かせ願います。

**○村島委員長**

町長。

**○町長（櫛引政明君）**

ただいまの御質問にお答えを申し上げたいと思います。前段の農地災害に関係でありませけれども、先ほど中でも申し上げましたように、基本的には異常な災害の中で発生したもの、それは1つの基準かなど。それと自己復旧が困難だと判断される様々な事例があります。雨が降ったときもあります。決壊したときもありますし、2年ぐらい前には突如川のように水が噴き出すだとか、ああいう特別な災害もありますんで、災害という部分を十分に内容を吟味した上で、これは本当に該当すべきか、自己修復に該当すべきかという判断を議会で中でも相談をさせていただきながら、進めていければなというふうに思っているところでありますので、きちっとした基準がないじゃないかと言うのもそのとおりでありますけれども、基本的には通常な災害でなくて、異常な災害によって発生をした部分で、かつ自己修復が困難なもの。当然災害復旧対策の補助だとか、起債の該当となるならば、またそちらでの対応ということになりますんで、それもないという中途半端な部分かなというふうに思っていますけども、御理解をいただければというふうに思います。

それから道路の雑木の維持管理の関係であります。御指摘をいただきましたように、今回の風、その前にもあったんですけども道路のり面に生えている敷地内の木が大きくなって倒れて、道路を塞ぐなり、電線を切るなりというような事故もあります。今回の部分についても、その倒木の関係、道路にせり出してきて、一時的に通行止めをかけるという箇所が何十カ所も実はあったわけでありました。基本的には道路の通常管理の中で危険な箇所については、交通安全上だとかそういう部分加味しながら、切っていただくということで、今までもそれなりの危ないなというところはやっていきましたし、逆に農家の皆さんの方から危ないからやってほしいだとか邪魔になって支障木になっているよということで通知をいただいて切ったということもございますんで、これらについても計画的に進めていきたいということで考えております。

この電線の関係は、一部北電さんの方も電線の管理という中で、電線を超えた高い木は途中から、下からは落としてくれないですが、途中から落としてくれたり、いろいろやっていただいておりますんで、そういう部分も含めて北電さんにもお願いできる場所はお願いをしながら、執り進めていくということにしていきたいと思っています。当然北電の電柱には町の光ケーブルも共這させていただいております。それを守るということも当然やっていかなければなりませんし、また交通安全上のこともありますんで全体を含めて計画的な対応の中で進めていただければというふうに考えておりますんで、御理解を賜りたいというふうに思います。

**○村島委員長**

前中委員。

### ○前中委員

最後になりますけれど、今倒木処理の問題を指摘したんですが、本町緑ダムにおいて水力発電を1市4町の中で進めるわけです。同じようにこの送電網も中で、これは町の帰属の部分になってくる。そういった意味で緑ダムに通じる道路の維持管理中でその倒木、今後注意を払いながら管理していかなければ。あそこまで行く道路は一方通行です。やはり何かあったときに、倒木で車両がいけないことも多々あるかなと思います。そういう部分をやはり事前の中で今後十分検討していくのは、当たり前なんですけれども、そういったことも絡めながら、自治体の防災・減災の危機管理能力をいかに高めるかという観点で最後の質問をさせていただきました。

平成27年度の会計認定にあたり町政執行スムーズにしておられることに敬意を称しているものであります。ただ、少子高齢化の波、いろんな人材確保をどうするかという問題も差し迫った中にあると思います。そこはやはり町民の英知を結集しながら、この住みよいまちづくりを一体となって職員ともども議会の方も推進してまいりたいので、これをもちまして最後の総括質問の質疑に代えさせていただきます。

### ○村島委員長

町長。

### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの総括でご質問されたさまざまな部分があります。町といたしましても今回の特に災害関係についてはいつ起きるかわからない、想定外がもう無いんだということをしっかりと肝に銘じながら、平素な中から維持管理等点検をしっかりし、安全・安心なまちづくりのために努力してまいりますのでご理解を賜りたいというふうに思います。

### ○村島委員長

以上で、前中委員の総括質疑を終わります。

### ○村島委員長

以上で総括審査を終わります。池下副委員長は副委員長席に着席願います。

これをもちまして、平成27年度各会計の決算報告審査を終了させていただきます。委員各位並びに理事者、職員各委員に対し、3日間、審査運営に特段の協力いただきましたことに対して厚く御礼を申し上げます。審査中に各委員から出されました意見などにつきましては、今後十分検討していただき、明年度の予算編成にまた行政執行に活かされますよう要望申し上げます。経済、社会情勢など大変変化の激しい時代を迎えておりますが、町民の福祉向上のため一層の研鑽とご努力をご期待申し上げます。審査終了の挨拶といたします。ご協力ありがとうございました。

### ○村島委員長

ここで、暫時休憩いたします。町理事者、職員の方は退席願います。

休憩 午後 2時 49分  
再開 午後 2時 55分

**○村島委員長**

休憩前に引き続き、審査を行います。

ここで、認定第1号 平成27年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号 平成27年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、都合7件を一括議題といたします。

お諮りします。はじめに、決算審査の意見の取りまとめを行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○村島委員長**

異議なしと認めます。審査意見の内容について、事務局長に説明させます。

**○議会事務局長(小貫信宏君)**

それでは、お手元に配付の審査報告書について、ご説明申し上げます。

審査案件については、認定第1号から認定7号まで、一般会計、特別会計の決算認定でございます。

審査日につきましては、平成28年9月12日、13日、16日の3日間でございます。

審査の結果については、各会計については認定すべきものと決した。委員会の意見でございます。朗読いたします。

平成27年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、審査を行った結果、各会計はそれぞれ適正に予算執行及び事務処理が行われており、所期の目的は達成されたものと認めます。なお、健全化判断比率並びに他の財政指標においても、健全財政が堅持されていると判断いたしますが、町税使用料等の自主財源は人口減少や景気の低迷等により大きな伸びは期待できず、今後も社会保障費の増大が予想されることから、将来を見据えた計画的、効率的な財政運営に努めていただきたい。については、今回の決算審査の意見を十分に検討され、明年度以降の予算編成や町政運営に活かされるよう望むものであります。

**○村島委員長**

審査意見の内容について、ご意見を伺いたいと思います。池下委員。

**○池下委員**

この委員会の意見というところの主要財源である地方交付税も年々減額されと書いてあるんですが、そんなに地方交付税減額されてないんだけど、こういうふう書いて何でもないのか。



○村島委員長  
局長。

○議会事務局長（小貫信宏君）

昨年、一昨年、3年ぐらいは大体推移している事業にもよるんですけども、その時点から比べて下降にあるってということで、そういう表現をさせていただきました。

○村島委員長

他になにかありませんか。なしとのことですので、以上で審査意見の取りまとめを終わります。

○村島委員長

お諮りします。各会計の決算認定について一括採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○村島委員長

異議なしと認めます。

これより、各会計一括して採決いたします。この採決は挙手によって行います。

認定第1号 平成27年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号 平成27年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定については、「認定」することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○村島委員長

挙手全員であります。

したがって、認定第1号 平成27年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号 平成27年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定については、各会計とも認定することに決定しました。

これで、本決算審査特別委員会に付託された案件については、すべて審査を終了しました。

これで、決算審査特別委員会を閉じます。ご苦労様でした。

（閉会 午後 3時 2分）